

決算概況

平成 29 (2017)年度決算



国立市制施行 50 周年記念式典の様子
(平成 29 年 11 月 3 日)

国立市

はじめに

本冊子は、国立市の歳入・歳出の各項目について、平成28（2016）年度の決算状況と平成29（2017）年度の決算状況とを比較分析することを本旨としており、また同時に、前年度との比較分析の中で、平成29（2017）年度の決算状況の推移・動向を捉え、注目すべきポイントを各カテゴリーにまとめたものです。

決算資料というのは、一見すると無機質な数値と指標の羅列であり、それらから地方自治体の財政状況を読み取るには相応の労力が必要となります。しかし、数値や指標の意味や背景を分析し、年度ごとに前年度との増減理由を簡潔にまとめた記録があれば、財政分析が必要となった際に簡単に過去の状況を確認することができます。本冊子は、このような考え方に基づいて作成しています。

本冊子における各項目の数字は、国が地方財政全体の統計として実施している「地方財政状況調査（通称「決算統計」）」の数値を用いています。

地方自治体の歳入・歳出の主なものは一般会計に含まれていますが、条例を制定することで独自に特別会計を設けることができます。そのため、一般会計にどのような経費が含まれているかは各自治体で異なっていて、自治体間の比較ができません。そこで、決算統計では、国が示した統一の基準に基づいて「普通会計」の決算を各自治体が調製し、比較分析しています。なお、国立市の「普通会計」は、一般会計から介護保険事業会計（介護サービス事業勘定分）の額を控除する調整（純計控除）をしたものです。そのため、本冊子の決算額は一般会計決算書の数値とは異なる場合がありますので、注意してください。

また、前述した「決算統計」の基準により決算資料を整理し、コンパクトにまとめたものが「決算カード」です。近年、自治体の財政を考える市民の方も積極的な活用を図っています。本冊子でも、速報値に基づくデータをもとに作成した平成29（2017）年度決算のカードを、巻末に添付しています。また、過去の決算カードは市のホームページに掲載していますので、あわせてご活用ください。

なお、巻末に財政用語等の解説をまとめた用語集を載せてありますので、本文中の専門用語等の意味を調べる際にご活用ください。

これからの行財政運営改革に資するため、平成29（2017）年度決算に関する本冊子が活用されることを願います。

平成30（2018）年9月

国立市政策経営部政策経営課

目 次

I	平成 29（2017）年度決算について	1
■	決算総括	1
II	歳 入	2
■	歳入総額	2
□	地方交付税	4
□	国庫支出金・都支出金	4
□	市債	5
□	繰入金・財産収入・寄附金	6
III	市 税	7
■	市税全体	7
□	個人市民税	7
□	法人市民税	8
□	固定資産税	8
□	都市計画税	9
■	収納率	10
IV	歳 出	11
■	歳出総額	11
■	性質別分類	13
□	義務的経費	13
□	投資的経費	15
□	その他の経費	16
■	目的別分類	18
V	基 金	20
■	基金	20
VI	市 債	21
■	市債	21
VII	財政に関する指標	22
■	経常収支比率	22
■	基礎的財政収支（プライマリーバランス）	24
VIII	健全化判断比率等	25
■	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）とは	25
□	経緯	25
□	財政健全化法の概要	25
■	平成 29（2017）年度健全化判断比率及び資金不足比率	26
■	各指標の分析	26
□	資金不足比率	27

□連結実質赤字比率.....	28
□実質公債費比率.....	28
□将来負担比率.....	29
Ⅸ 財政運営判断指標の推移.....	30
■国立市健全な財政運営に関する条例について.....	30
□経緯.....	30
□本条例の特徴.....	30
□特定目的基金を含めた実質単年度収支.....	31
□経常収支比率.....	31
□義務的経費比率.....	32
□人口1人あたりの基金現在高.....	32
□人口1人あたりの地方債現在高.....	33
□債務償還可能年数.....	33

巻末資料

平成29(2017)年度決算カード

財政用語集

I 平成 29 (2017) 年度決算について

■決算総括

国立市の平成 29 (2017) 年度決算総額 (普通会計) は、歳入 299 億 4,297 万円、歳出 293 億 6,434 万円となり、歳入は前年度を下回りましたが、歳出は前年度を上回り、いずれもここ 10 年間では依然高い水準で推移しています。平成 28 (2016) 年度と比較し、投資的経費は大きく減少しましたが、義務的経費の伸び等による歳出の増がこれを上回ったことにより、歳出は増となりました。

また、平成 28 (2016) 年度に引き続き、普通交付税不交付団体となったことも特徴として挙げられます。普通交付税制度は、全国どこでも最低限の行政サービスを提供するために、地方自治体ごとの格差を是正するための制度であり、国の定めた基準に従って基準財政需要額 (最低限の行政サービス提供のために要する費用) 及び基準財政収入額 (市税等の標準的な財源の収入額) を算定し、前者が後者に対して不足する場合に国から普通交付税が交付される仕組みです。平成 29 (2017) 年度は、算定上の税連動交付金の減等により収入額は減となりましたが、社会福祉費や高齢者保健福祉費の増等により需要額は増となり、普通交付税は不交付となりましたが、収入額と需要額の差は前年度に比べ縮まっています。

経常収支比率は、税連動交付金の増等があったものの、義務的経費の増により前年度比 2.3 ポイント悪化した 95.0%となりました。経常収支比率とは、その年度における経常的な収入 (市税、地方譲与税及び税連動交付金等) に対する経常的な支出 (毎年必要になる経費) の割合で、この数字が低いほど自由に使える財源が多く、財政の弾力性があるなどと表現されます。少子高齢化の進展を受け、今後ますます扶助費が増えていくことが予想される一方、公共施設の老朽化対策や待機児童解消等の課題が山積していますので、財源確保及び経費削減について一層努めていく必要があります。

図表 1 平成 29 (2017) 年度普通会計決算概要と前年度比較

	平成 29 (2017) 年度	平成 28 (2016) 年度	主な増減理由等
歳入総額 (千円)	29,942,974	30,038,366	繰入金△497 百万円
歳出総額 (千円)	29,364,335	29,276,803	旧国立駅舎用地買収△471 百万円
形式収支 (千円)	578,639	761,563	
翌年度繰越財源 (千円)	34,052	191,881	(明許繰越分)
実質収支 (千円)	544,587	569,682	(翌年度繰越金)
実質単年度収支 (千円)	447,999	345,918	

Ⅱ 歳入

■歳入総額

歳入総額は 299 億 4,297 万円、前年度比△0.3%、9,539 万円のマイナスとなりました。

平成 29(2017)年度は、前年決算額を下回ったものの、依然として高い水準にあります。

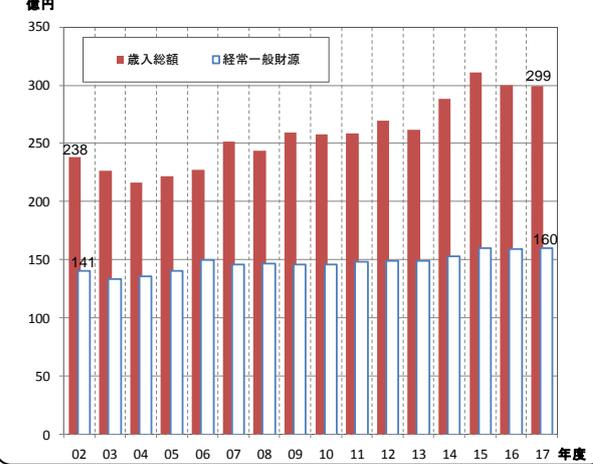
歳入の主な特徴ですが、市税は、納税義務者の増に伴う個人市民税所得割が、新築家屋の増加に伴い固定資産税がそれぞれ増加したほか、高額納税法人の法人税額の減により法人市民税法人税割が減少しました。また、収納率が平成 28 (2016)年度に引き続き向上したことにより、市税全体では増加しました。

税連動交付金は、株式等譲渡所得割交付金及び配当割交付金が株式売買の活性化により増加しました。

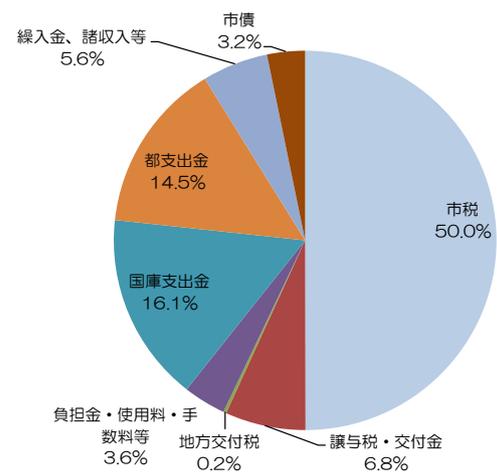
これらの影響により、経常一般財源等（市税などの「一般財源」のうち、その年度のみ、期間限定など臨時的に収入されるお金ではなく、毎年、経常的に（事業の有無にかかわらず）収入されるお金のこと）は前年度比で+0.7%のほぼ横ばいとなりました。

また、実施事業の規模に連動する国庫支出金・都支出金は、平成 29(2017)年度における旧国立駅舎再築事業の事業費減に伴う社会資本整備総合交付金や市町村総合交付金の減等により、いずれも減額となりました。繰入金についても、旧国立駅舎再築事業のための基金繰入が減額となり、また平成 28 (2016)年度に引き続き財政調整基金の取崩しは行いませんでした。地方債は、起債対象となる投資的経費の減に伴って減少しました。

図表 2 歳入総額と経常一般財源の推移



図表 3 平成 29 (2017) 年度普通会計歳入決算額の内訳



＜歳入項目一覧＞

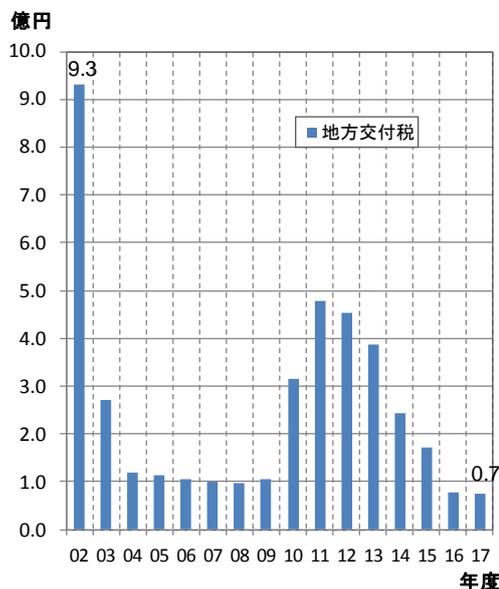
項目名	説明
市税	市の行政に要する経費を賄うために、地方税法の規定に基づき市民等から強制的に徴収する課徴金。国立市の税目としては、市民税、固定資産税、市たばこ税、軽自動車税、都市計画税がある。
地方譲与税	国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与することとされている税。国立市に譲与されるものには、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税がある。
利子割交付金	預貯金等の利子に対し課税される都民税利子割の収入額に0.99を乗じた額の3/5に相当する額が、個人都民税の収入率に応じて区市町村に交付されるもの。
配当割交付金	上場株式等の配当などに対して課税される都民税配当割の収入額に0.99を乗じた額の3/5に相当する額が、個人都民税の収入率に応じて区市町村に交付されるもの。
株式等譲渡所得割交付金	源泉徴収口座内の株式等の譲渡益に課税される都民税株式等譲渡所得割の収入額に0.99を乗じた額の3/5に相当する額が、個人都民税の収入率に応じて区市町村に交付されるもの。
地方消費税交付金	消費税のうち、地方消費税として徴収される額（1.7%分）を財源とし、1/2が都道府県に、1/2が区市町村に分配されるもの。なお、平成26年4月に引き上げられた分については、社会保障施策に充てることとされている。
自動車取得税交付金	自動車取得者に対して課税される自動車取得税の収入額に0.95を乗じた額の7/10に相当する額を、区市町村道の延長及び面積で按分した額が区市町村に交付されるもの。
地方特例交付金	自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の低下や住宅ローン減税による税収の低下を補てんするため、税制の抜本的な見直しが行われるまでの間、国から区市町村へ交付されるもの。
地方交付税	地方財政計画に基づいて、地方自治体に交付されるもの。普通交付税と特別交付税がある。
交通安全対策特別交付金	交通反則金を財源として、道路交通安全施設整備の経費に充てるために国から交付されるもの。
負担金・使用料・手数料	行政サービスや公共施設等の利用等の対価として徴収する受益者負担金。
国庫支出金	国から地方自治体に支払われる収入金。法令にその負担割合の定めがある国庫負担金、特定の事業を推進する目的で交付される国庫補助金、事務委託に伴って支払われる国庫委託金がある。
都支出金	都から地方自治体に支払われる収入金。法令にその負担割合の定めがある都負担金、特定の事業を推進する目的で交付される都補助金、事務委託に伴って支払われる都委託金がある。
繰入金	基金や他の会計からの収入金。
繰越金	前年度から繰り越された収入金。
財産収入	土地等の財産を売却又は運用して得た収入金。
寄附金	個人や法人から寄附された収入金。ふるさと納税制度による寄附金等。
諸収入	上記以外の収入金。財団法人からの補助金や、他の地方自治体からの負担金等も含まれる。

□地方交付税

地方交付税交付金は7,439万円、前年度比で△5.2%、412万円のマイナスとなりました。前年度に引き続き普通交付税は不交付となったため、特別交付税の交付額の減によるものです。

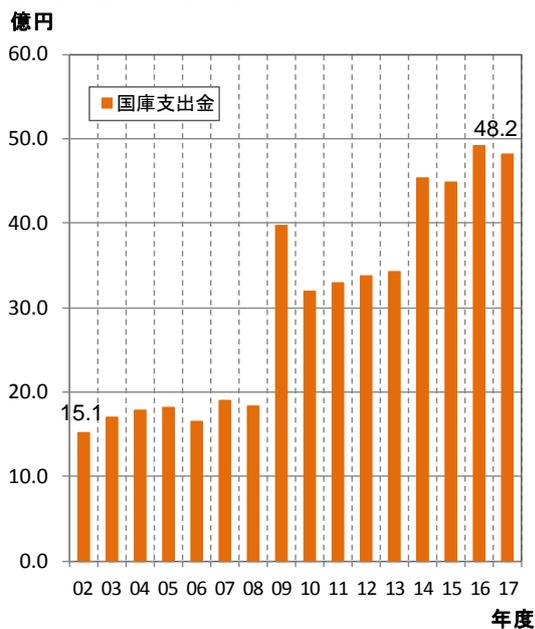
地方交付税交付金は、財源が不足する団体に交付される「普通交付税」（地方交付税全体の94%）と、災害などの特別の財政需要に対し交付される「特別交付税」（地方交付税全体の6%）とがあります。一般的な報道等における、交付・不交付団体の区別は「普通交付税」が交付されるかどうかによります。国立市は平成16（2004）年度から平成21（2009）年度までは不交付団体、平成22（2010）年度から平成27（2015）年度は交付団体でしたが、平成28（2016）年度に7年ぶりに不交付団体となりました。

図表4 地方交付税の推移



なお、東日本大震災関連として、被災者に対する地方税の軽減等特例措置に伴う減収分は震災復興特別交付税により交付されていましたが、平成28（2016）年度以降、交付はありません。

図表5 国庫支出金の推移



□国庫支出金・都支出金

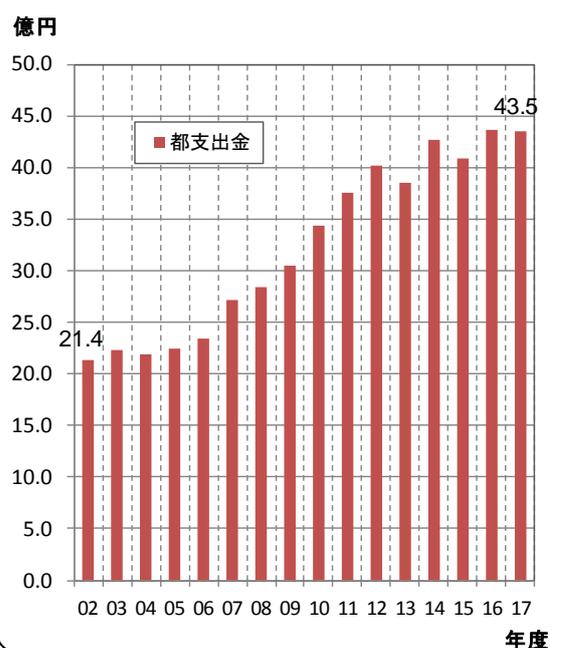
国庫支出金と都支出金は、特定の事業を推進することを目的として交付される補助金、国や都が一定割合の経費を負担する目的で支払われる負担金、市への事務委託に伴って支払われる委託金があります。これらのうち、補助金や委託金は事業実施の有無により年度間で大きく増減しますが、生活保護費負担金や障害者自立支援給付費負担金などの負担金は、支出額に対する国等の負担割合が法令で定められています。

国庫支出金は48億1,501万円、前年度比で△1.9%、9,446万円のマイナスとなりました。障害者自立支援給付費負担金や生活保護費等

負担金等の増はあったものの、旧国立駅舎再築事業の進捗に伴う社会資本整備総合交付金の減等により、総額では減額となりました。

都支出金は、43億4,585万円、前年度比で△0.5%、2,021万円のマイナスとなりました。保育所緊急整備事業補助金や障害者自立支援給付費負担金の増があったものの、投資的経費の減に伴う市町村総合交付金や市町村土木費補助金の減により総額では減額となりました。

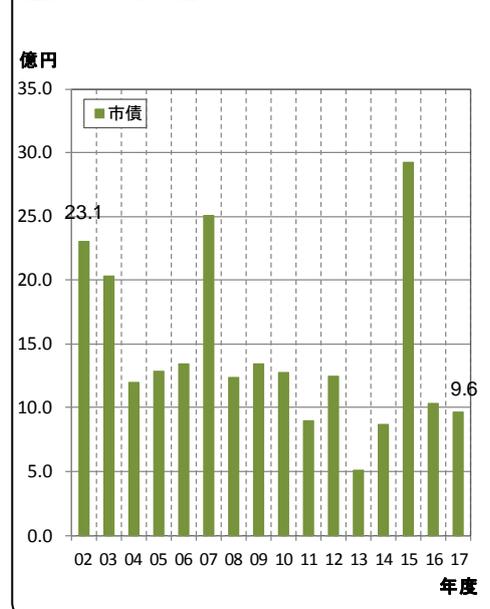
図表 6 都支出金の推移



□市債

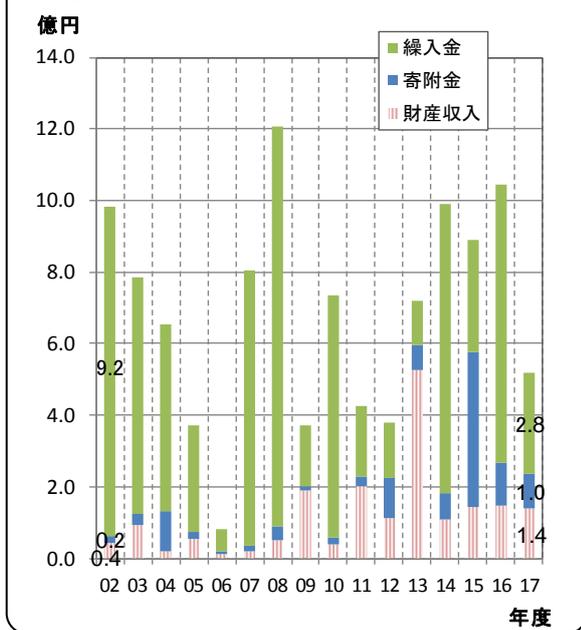
市債は9億5,990万円で、前年度比で△6.8%、6,990万円のマイナスとなりました。市債は、起債の対象となる事業実施の有無により借入額が増減しますが、谷保駅バリアフリー化事業の完了等の事業進捗により、平成 29 (2017) 年度は借入額が減少しました。

図表 7 市債の推移



なお、市債を財源として行った主な公共事業等は、庁舎受変電設備の更新工事を行う「庁舎受変電設備改修事業」、JR谷保駅跨線橋の改修工事を行う「谷保駅跨線橋改修事業」、JR中央線高架下に市民利用施設を整備する「高架下市民サービス施設整備事業」、南部地域の狭あい道路の整備を行う「南部地域整備事業」、さくら通りの改修工事等を行う「道路整備事業」、街路灯をLED化する工事を行う「交通安全対策事業」、国立駅南第1自転車駐車場を移転整備するための「国立駅南第1自転車駐車場整備事業」、くにたち市民総合体育館の外壁改修工事を行う「総合体育館改修事業」です。また、臨時財政対策債は、平成 29 (2017) 年度も普通交付税が不交付となったことで発行可能額はゼロとなりました。

図表8 繰入金・諸収入ほかの推移



繰入金・財産収入・寄附金

繰入金は2億8,345万円、前年度比で△63.7%、4億9,662万円のマイナスとなりました。これは、平成28(2016)年度に旧国立駅舎再築事業費に充てるため、国立駅周辺整備基金から繰入れを行ったことによります。

財産収入は、1億3,816万円、前年度比で△5.8%、852万円のマイナスとなりました。平成29(2017)年度は、旧道路及び水路売払収入及び複合公共施設用地貸付収入が減となりました。

また、**寄附金**は9,663万円、前年度比で△18.5%、2,190万円のマイナスとなりました。くにたち未来寄附及び古本募金として受け入れた指定寄附金については、9,661万円、前年比で+9.5%、840万円のプラスとなりました。

◆「ふるさと納税」って税金なの？

いわゆる「ふるさと納税」制度は、平成20(2008)年に地方税法が改正され制度化されました。「納税」という言葉が入っていますが、実際には地方自治体に寄附した金額が所得税及び個人住民税から控除される仕組みになっています。この制度導入の目的は、地方から都市部へ就職するなどして故郷を離れた人が、地元自治体へ寄附しやすくすることにより、地方の活性化を狙ったものでした。寄附先は出身自治体に限られていませんので、全国の自治体がこのふるさと納税制度を活用するため、寄附の返礼品として地元の特産品を贈るなど工夫を凝らし、産業振興や財源確保に取り組んでいます。

国立市においても、平成23(2011)年度からこの制度を活用し、寄附を募ってきました。現在では、「くにたち未来寄附」として、旧国立駅舎再築、子育て・教育環境充実のため等の目的に応じた寄附を多くの方からいただいています。寄附の返礼品についても、国立市にゆかりのある事業者の協力のもと、国立市ならではのラインナップを取り揃えています。

一方、ふるさと納税制度は、地方間で税を奪い合うという側面も持ち合わせています。国立市においては、平成29(2017)年度の寄附額は9,661万円であったのに対し、市民税の寄附金控除額は1億6,510万円と6,849万円の赤字となりました。普通交付税交付団体は、減収分の75%が地方交付税で補てんされますが、国立市は不交付団体のため補てんはなく、純粋な税収減となります。今後、制度の周知が進んでいくことにより赤字額はさらに拡大することが予想され、動向を注視する必要があります。

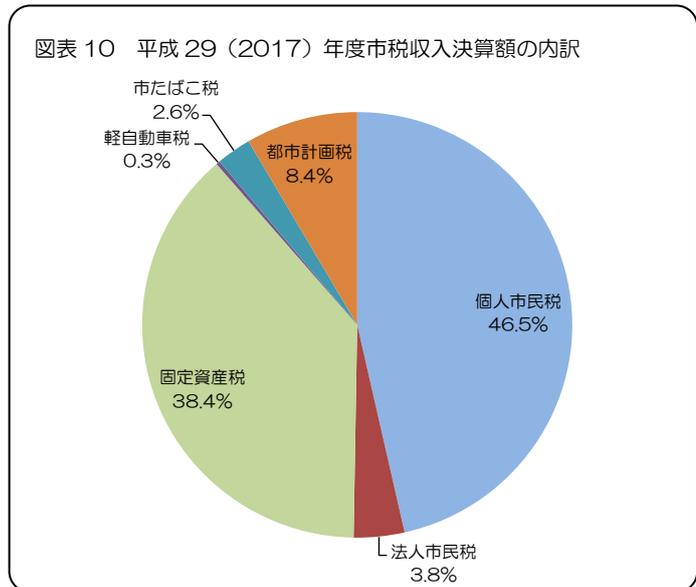
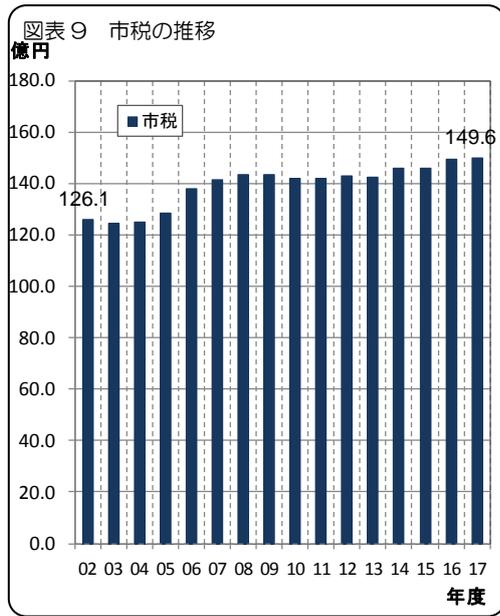


Ⅲ 市 税

■市税全体

市税全体では149億6,324万円、前年度比で+0.1%、773万円のプラスでした。収納率が引き続き向上したこともあり、個人市民税、固定資産税などにおいて増収となり、過去最高額となりました。

税目ごとでは、家屋の新增築等により純固定資産税が増収、納税義務者数の増により個人市民税が増収となった一方、高額納税法人の法人税が減となったこと等により法人市民税が減収となりました。

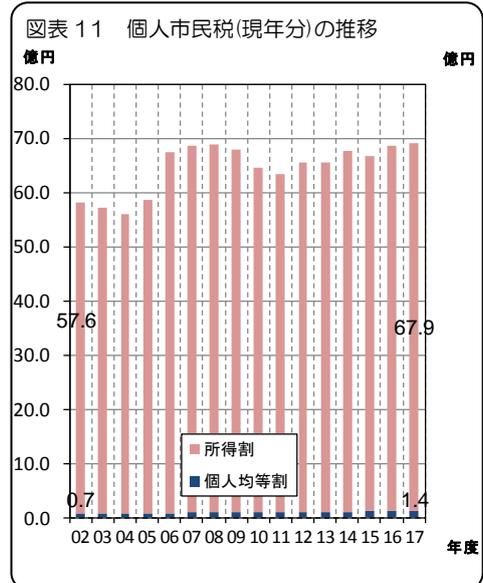


□個人市民税

個人市民税は69億5,200万円、前年度比で+0.7%、4,985万円のプラスとなりました。現年課税分が増加した一方、滞納繰越分はこの数年で徴収が進んだことにより収入額は減少傾向にあります (10 ページ、図表 17 参照)。

個人市民税は、所得税とは異なり、前年度の所得に対して課税されるため、景気変動の影響は、その翌年度に表れてくる傾向にあります。国立市の市税は、給与所得者の所得に対する個人市民税所得割が大半を占めていることから、その動向は市の歳入に大きく影響を与えます。

個人市民税が増加した要因は、納税義務者数の増によるものです。



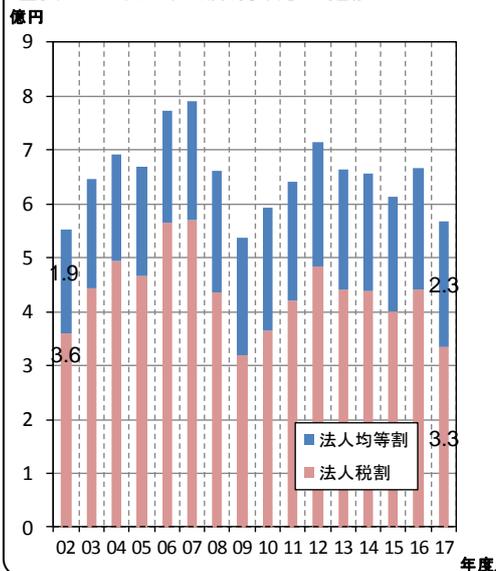
□法人市民税

法人市民税は 5 億 6,958 万円、前年度比で△14.8%、9,860 万円のマイナスでした。高額納税法人の修正申告による大幅な税額減によって減少しました。

法人市民税は、市内事業所の従業員数や規模などによる均等割と、国税である法人税額に連動する法人税割とがありますが、景気動向に大きく左右されるため、今後の動向について目測を立てるのが難しい税目となっています。

図表 12 からは、平成 21（2009）年度の税収が大きく減少していることが分かりますが、これは平成 20（2008）年に起きたリーマン・ショックの影響によるものであり、法人市民税が景気に大きく左右されることを表しています。

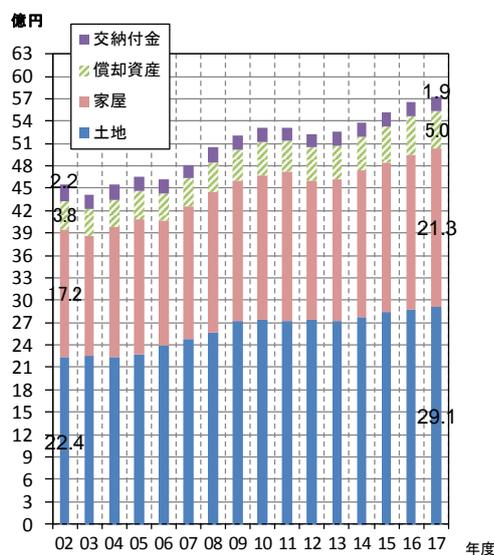
図表 12 法人市民税(現年分)の推移



□固定資産税

固定資産税は 57 億 4,230 万円、前年度に比べ+1.1%、6,493 万円のプラスでした。土地分は、田畑の宅地化に伴う宅地地積の増加及び住宅用地に係る負担調整措置の据置特例撤廃に伴い増となったほか、家屋分も、戸建等の新築の増加により増となりました。また、償却資産については、大規模事業所の減価償却により減となりました。

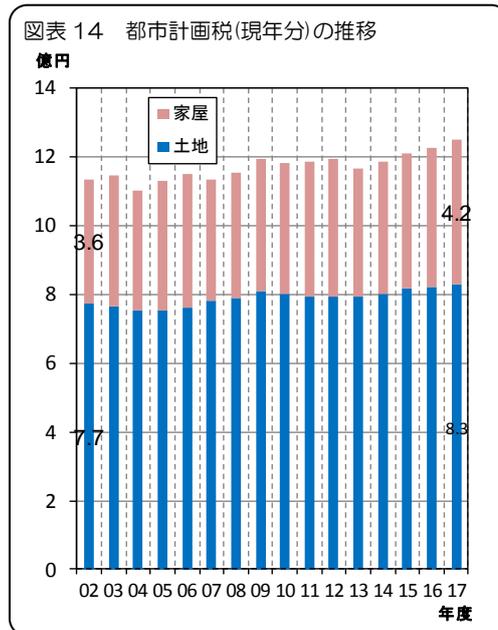
図表 13 固定資産税(現年分)の推移



□都市計画税

都市計画税は12億6,196万円、前年度に比べ+1.3%、1,643万円のプラスとなりました。固定資産税と同様の要因により、土地分・家屋分ともに増となりました。また、都市計画税は目的税であるため、都市計画事業である都市計画道路3・4・10号線整備事業や国立駅南口第1自転車駐車場整備事業等の事業費、都市計画事業のために借入れた市債の償還経費などに充当しています。

平成29(2017)年度は、これらの都市計画事業に都市計画税を充当した結果、初めて5,710万円の余剰金が生じました。余剰金が生じた場合は、後年度の都市計画事業に充当するための基金を創設することが適当であるとされています。そのため、「都市計画事業基金」を新たに創設し、翌年度に余剰金を積み立て、今後予定される都市計画事業に充当していきます。



図表 15 都市計画税充当状況

(単位: 千円)

	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	都支出金	地方債	負担金・その他	一般財源 (都市計画税を含む)
街路事業	9,079	0	0	0	0	9,079
下水道事業	268,746	60,500	3,024	151,700	1,055	52,467
その他 ※1	168,193	77,330	10,200	69,400	0	11,263
地方債償還	2,035,044	0	0	480,000	423,016	1,132,028
合計	2,481,062	137,830	13,224	701,100	424,071	1,204,837

都市計画税収入	1,261,964
過充当額	57,127

※1 国立駅南第1自転車駐車場整備事業

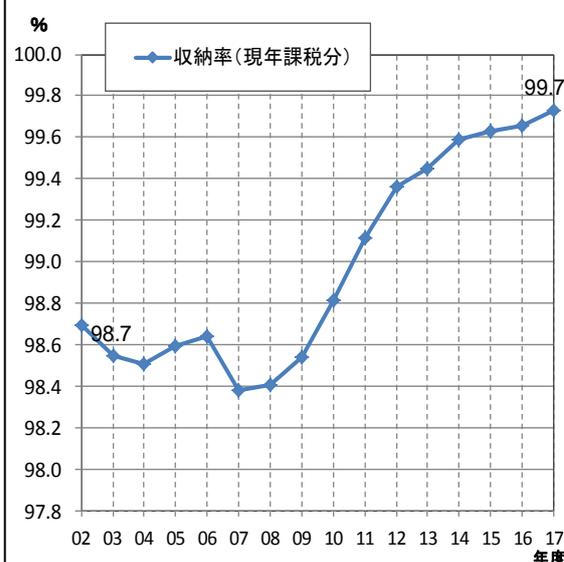
■ 収納率

市税の収納率は、平成 20 (2008) 年度の収納課創設以来、毎年度向上しています。現年分 (その年度に課税額を決めて、納付を求めた分) については、前年度と同水準の 99.7% に、滞納繰越分 (課税年度に納付を求めたが、課税年度には納付がなく、翌年度以降に引き続き納付を求めた分) については、前年度の 63.6% から 66.4% となり、全体では前年度の 99.4% から 0.2 ポイント増の 99.6% となりました。この率は多摩 26 市の中で最も高く、全国でもトップクラスです。

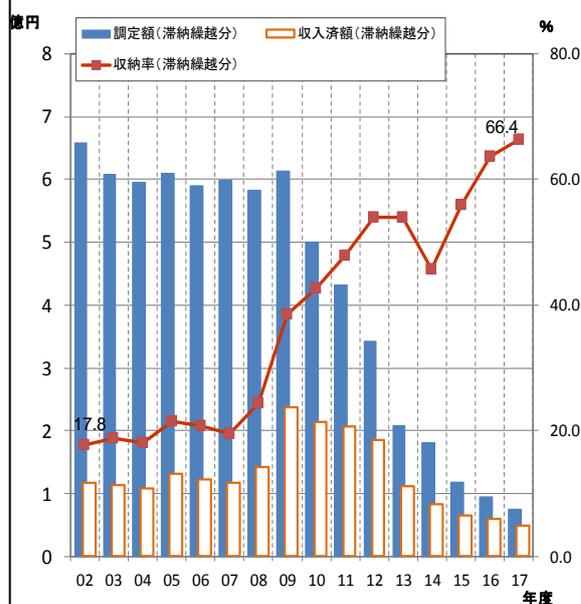
収納率向上の取り組みは、市税収入の確保だけにとどまっていません。市町村総合交付金における経営努力割の増や、国民健康保険特別会計で、国民健康保険税の収納率が向上したことについて、良好保険者として評価され、東京都特別調整交付金等の増などにもつながっています。制度としての賛否はありますが、特別調整交付金等の増は、医療給付費のうち、国民健康保険税だけでは賄いきれないために、市の一般会計からの補てんによって賄っている、いわゆる赤字繰出額を減らすことにつながっています。ただし、特別調整交付金等は、毎年度変化する一時的な収入であるため、常に交付されるものではありません。依然として、国民健康保険特別会計への赤字繰出は財政上の課題となっています。

また、図表 17 のとおり、滞納繰越分は収納率が上がった分整理が進みますので、調定額が大きく減ってきています。調定額が減るにつれ、収入額も減っていくことが見込まれます。

図表 16 収納率(現年課税分)の推移



図表 17 収納率(滞納繰越分)の推移



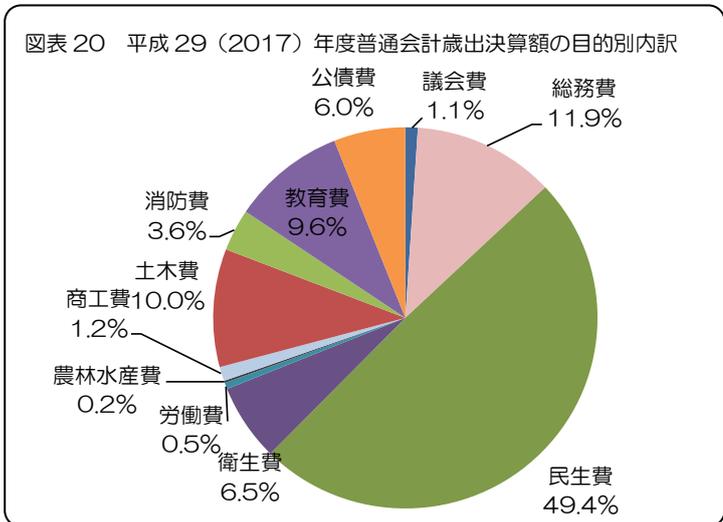
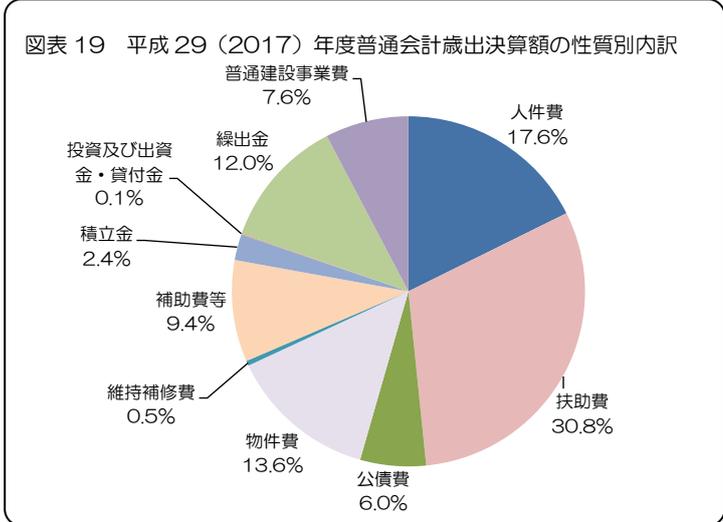
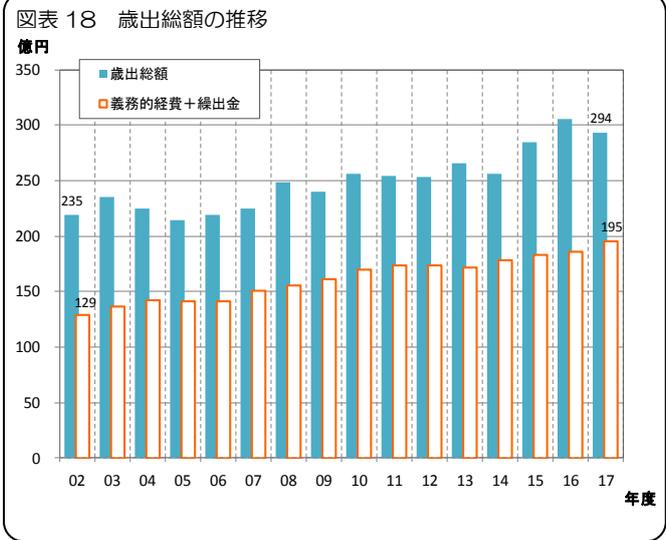
IV 歳 出

■歳出総額

歳出総額は293億6,434万円で、前年度に比べ+0.3%、8,753万円のプラスでした。過去最大規模だった平成27(2015)年度は下回りましたが、依然として高い水準にあります。保育所運営委託料や障害者自立支援給付費等の扶助費が依然として伸びていることに加え、退職手当の増等により人件費も増となりました。また、繰上償還を行ったことにより公債費も増加しました。この結果、義務的経費(法令又は契約上、毎年度義務的に支出が見込まれ、行政の裁量の及ぶにくい人件費、扶助費、公債費の合計)が伸び、経常収支比率は前年度比2.3ポイント悪化し、95.0%となりました。

歳出の分類では「性質別分類」と「目的別分類」があり、「性質別分類」は人件費や扶助費といったように、経費の性質から見た分類のことで、「目的別分類」は議会費や教育費といったように、支出の行政目的に応じた分類のことで、

図表19及び20から見て取れるように、性質別では扶助費が、目的別では民生費がその多くを占めていますが、これは社会保障関係経費を示しています。また、次いで多い総務費や土木費、教育費については、公共施設等の老朽化が進んだことで、その改修費用等がこれから増加していくことが見込まれます。



<歳出項目一覧（性質別分類）>

項目名		説明
人件費	} 義務的経費	職員給与、議員報酬、附属機関委員報酬、福利厚生などにかかる費用。
扶助費		社会保障施策として、現物又は金銭の給付にかかる費用。
公債費		過去に借り入れた市債の償還にかかる費用。
物件費		消耗品、光熱水費、委託料など消費的な性質の費用。
維持補修費		施設の維持・補修にかかる費用。
補助費等		団体・個人に対する補助金や謝礼等。
積立金		基金の積立にかかる費用。
投資及び出資金・貸付金		法人に対する投資、出資や貸付にかかる費用。
繰出金		他の会計に対する支出。
普通建設事業費	} 投資的経費	建設工事や高額の備品購入にかかる費用。
災害復旧事業費		天災により破壊された施設等の復旧に要する費用。
失業対策事業費		失業者の雇用対策に要する費用
諸支出金		上記以外の支出。普通財産取得費などが含まれる。

<歳出項目一覧（目的別分類）>

項目名	説明
議会費	市議会の運営にかかる費用。
総務費	公共施設の管理や行政全般の運営にかかる費用。
民生費	子育て施策、高齢者施策、しょうがいしゃ施策などの社会福祉施策にかかる費用。
衛生費	公衆衛生やごみ処理、環境施策にかかる費用。
労働費	労働施策にかかる費用。
農林水産費	農林水産業施策にかかる費用。
商工費	商業振興施策にかかる費用。
土木費	道路、公園、下水道等のインフラ整備や都市計画にかかる費用。
消防費	消防活動や防災施策にかかる費用。
教育費	学校教育や社会教育にかかる費用。
公債費	過去に借り入れた市債の償還にかかる費用。

■ 性質別分類

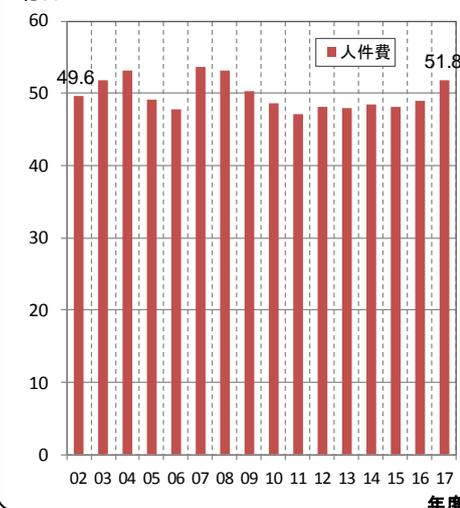
□ 義務的経費

人件費は、職員、嘱託員、議員、委員などに対する給与や報酬、共済組合等負担金などのことを言います。総額では 51 億 7,935 万円、前年度比で+5.7%、2 億 7,947 万円のプラスとなりました。退職者の増に伴う退職金の増や、投資的経費の減に伴う事業費支弁人件費（決算統計上、人件費から事業費に振替えて計上する、普通建設事業に要した人件費）の減による人件費計上額の増等により、総額として増となっています。

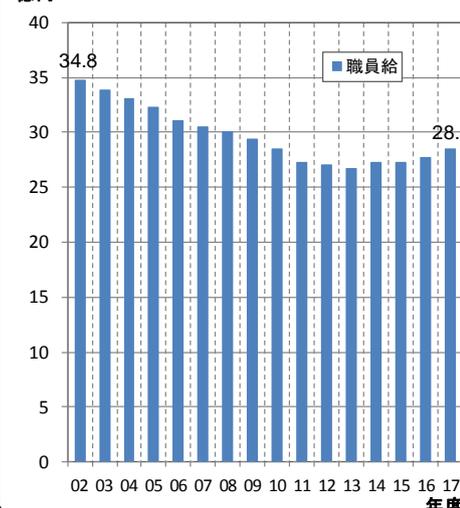
人件費のうち職員給は、28 億 5,156 万円、前年度比で+3.0%、8,337 万円のプラスとなりました。職員数の増による給料の増や、東京都人事委員会勧告に基づき、賞与支給月数が 0.1 月（4.4→4.5 月）引き上げられたことによる期末勤勉手当の増等により、職員給全体で増となりました。

扶助費は、生活保護費、障害者自立支援給付費、児童手当など、生活をサポートする費用のことで、目的別では生活保護費、しょうがい者に対する扶助費を中心とした社会福祉費、高齢者に対する扶助費の高齢者福祉費、子どもに対する扶助費の児童福祉費などに分類されます。

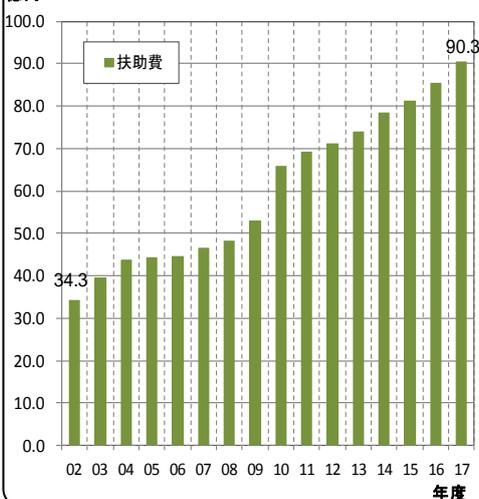
図表 21 人件費の推移
億円



図表 22 職員給の推移
億円



図表 23 扶助費の推移
億円

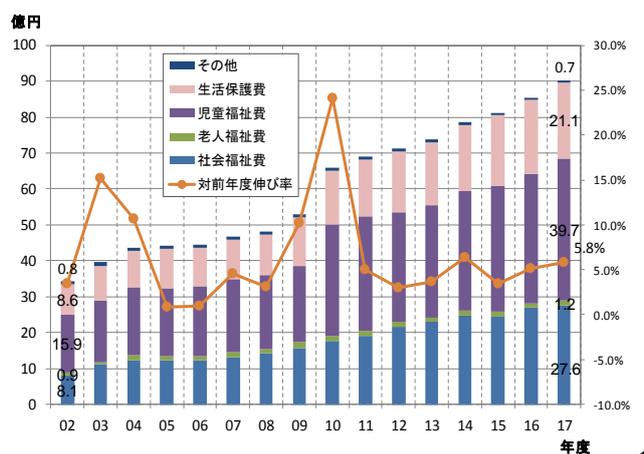


扶助費総額は、90 億 3,067 万円、前年度比で+5.8%、4 億 9,294 万円のプラスとなりました。保育所運営委託料や障害者自立支援費、生活保護費が依然として高い伸びを示しており増加傾向が続いています。

生活保護費の扶助費は、日本全体の動向と同じように国立市も伸びており、総額で 21 億 543 万円、前年度比で+2.9%、5,905 万円のプラスとなりました。平成 29 (2017) 年度末時点では、受給世帯数が 896 世帯、受給者数が 1,113 人、前年度比で受給世帯数+16 世帯、受給者数+8 人となりました。

生活保護費のうち、最も大きな額を占めるのは医療扶助（医療費に対する扶助）です。医療扶助は、保護を受けている方の状況の変化により増減し、受給者数や世帯数の増減のみによって増減するものではありません。そのため、受給者数や世帯数の伸び率と生活保護費の伸び率は同じにはなりません。以前より社会における生活保護の捕捉率の低さは指摘されてきましたが、高齢化のますますの進展もあり、今後も生活保護費は伸びていくことが見込まれています。

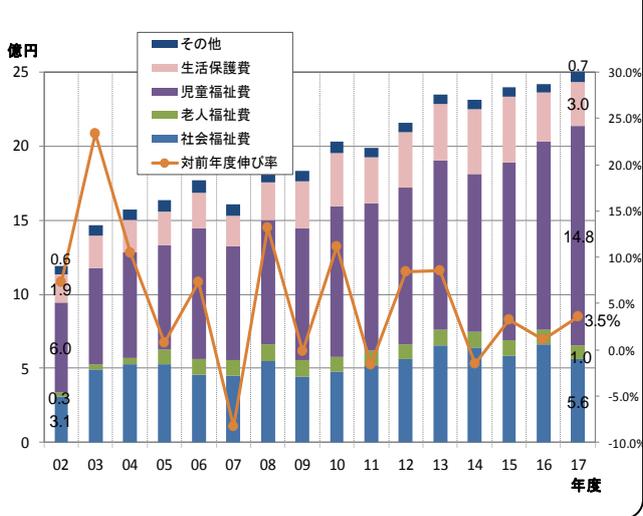
図表 24 扶助費内訳（歳出額）の推移



社会福祉費の扶助費は、現金給付である福祉手当やサービス給付である障害者自立支援給付費など、しょうがい者に対する扶助が中心の経費です。総額は27億6,353万円、前年度比+3.1%、8,189万円のプラスとなりました。

しょうがい者数は身体1,929人、知的517人、精神668人（いずれも平成29（2017）年4月現在）となり、全体で前年度比+47人となりました。サービス支給量が増加したことにより、障害福祉サービス費が伸びました。

図表 25 扶助費内訳（一般財源で負担する額）の推移



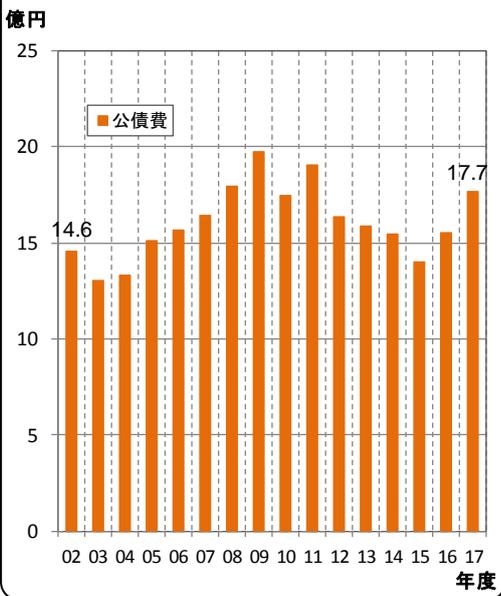
国立市は、身体しょうがい者のうち、全国的に見ても重度者が多い自治体です。障害者自立支援給付費の中では、訪問系サービスが最も大きな割合を占めていますが、そのうち重度者に対する訪問介護サービスである、重度訪問介護の額が大きな割合を占めています。人口に対する重度訪問介護支給決定者数は、多摩26市の中でもトップレベルに位置しています。

児童福祉費の扶助費は、児童手当などの現金給付に加え、保育所運営委託料や公立保育園の運営経費が中心です。総額は39億6,647万円、前年度比で+9.6%、3億4,710万円のプラスとなりました。

主な要因としては、平成29（2017）年4月より認証保育所1園が認可保育所に移行したこと、及び平成29（2017）年1月より新たに小規模保育所が開設されたことで、保育所運営委託料及び地域型保育事業運営費負担金が増となったことが挙げられます。

社会問題化している待機児童数は、平成30（2018）年4月1日現在、81人（旧定義）となり、前年度比△44人となりました。市ではこれまで、私立保育園の新設、園舎の建て替えや耐震改修工事等に対する補助及び公立保育園の耐震改修工事を行い、保育園の新設や既存施設の定員増に伴う市内全体の定員増につなげてきました。今後も待機児童解消に取り組む必要があり、児童福祉費の扶

図表 26 公債費の推移



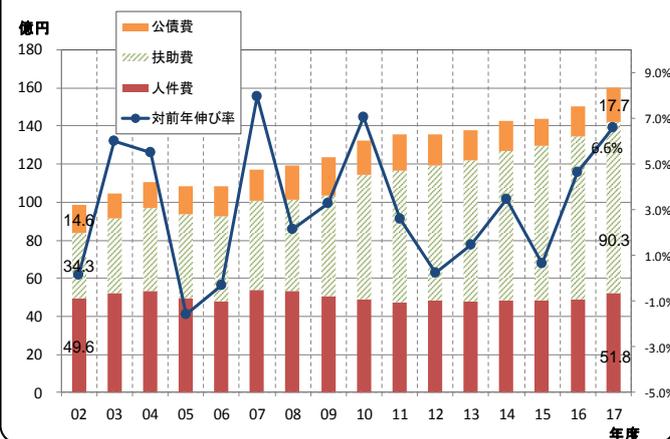
助費もそれに伴って伸びていくことが見込まれます。

ただし、扶助費の中には法令で市町村による支給が義務付けられているものも多く、それらの大半には国や都の財源が充当されています。したがって、総額とは別に扶助費のうち一般財源充当額についても気を配る必要がありますが、近年は扶助費総額に比べて緩やかな増加傾向にあります（図表 25）。

公債費は、過去に借りた市債（借金）の元利償還金です。総額は 17 億 6,748 万円、前年度比で+13.8%、2 億 1,452 万円のプラスとなりました。

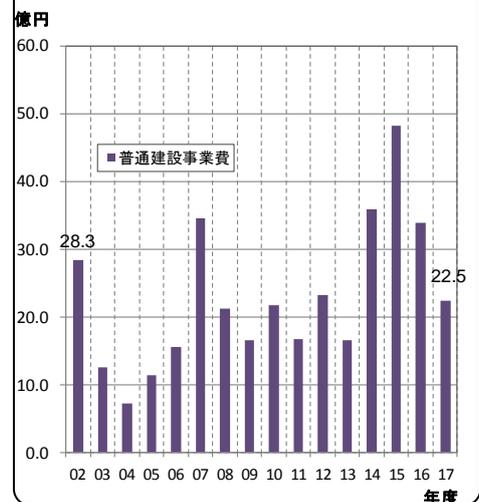
平成 29(2017)年度は、平成 14(2002)年度に借入した国立駅南第 2 自転車駐車場整備事業債につき繰上償還を行った影響で、大幅増となっています。

図表 27 義務的経費の推移



義務的経費全体では、扶助費の伸びに押し上げられて、近年増加傾向にあります。市の財政規模に対する義務的経費の比率が高まると、裁量性が低下し、柔軟に市民ニーズに対応した行政運営の支障となることから、「国立市健全な財政運営に関する条例」において、この比率を財政運営判断指標としています（32 ページ）。

図表 28 普通建設事業費の推移



□ 投資的経費

投資的経費とは、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計を指します。平成 29(2017)年度決算においては学校の耐震改修工事や道路整備事業などの普通建設事業費が該当し、総額は 22 億 4,520 万円、前年度比で△33.9%、11 億 5,084 万円のマイナスとなりました。

庁舎受変電設備改修事業や認可保育所新設補助事業などの新規事業を実施した一方、旧国立駅舎再築用地などの大規模な用地買収事業が前年度に完了したことで、相対的に大きく減となりました。

□その他の経費

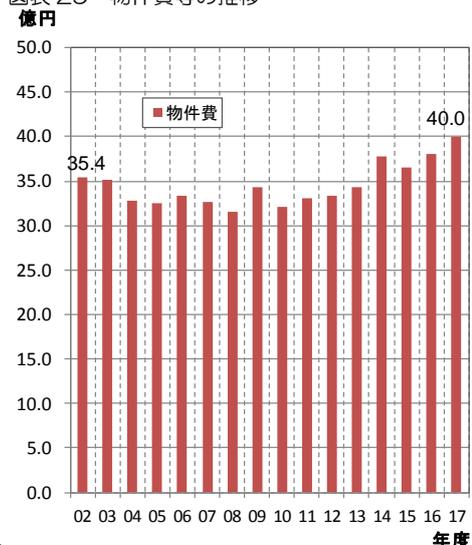
その他の経費の分類として、事業の委託料や光熱水費、通信運搬費、備品購入費、設備機器の賃借料などの物件費、補助金や講師謝礼、他の自治体等に対する負担金などの補助費等、施設の維持補修費、基金に積立てを行う費用である積立金、特別会計への支出である繰出金などがあります。

物件費は、39億9,968万円、前年度比で+5.1%、1億9,243万円のプラスとなりました。臨時福祉給付金給付事務手数料等は減になったものの、家庭ごみ有料化の実施に伴う有料ごみ袋等総合管理委託料や、国立駅南第1自転車駐車場の建替えに伴う既存自転車駐車場の解体工事の増等により、総額として増となりました。

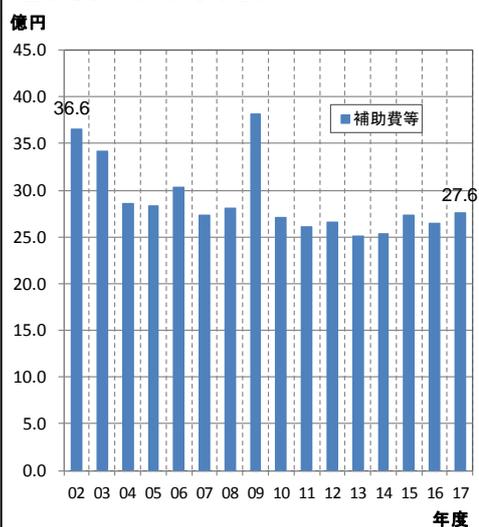
補助費等は、27億5,573万円、前年度比で+4.0%、1億680万円のプラスとなりました。コミュニティワゴン運行経費補助金等は減になったものの、生活保護費負担金に係る国及び都への返納金等の増により、総額として増となりました。

積立金は、6億9,887万円、前年度比で+8.3%、5,377万円のプラスとなりました。平成28(2016)年度に創設した「谷保の原風景保全基金」への積み立ては減となったものの、「財政調整基金」及び「公共施設整備基金」への積み立ての増により、総額として増となりました。

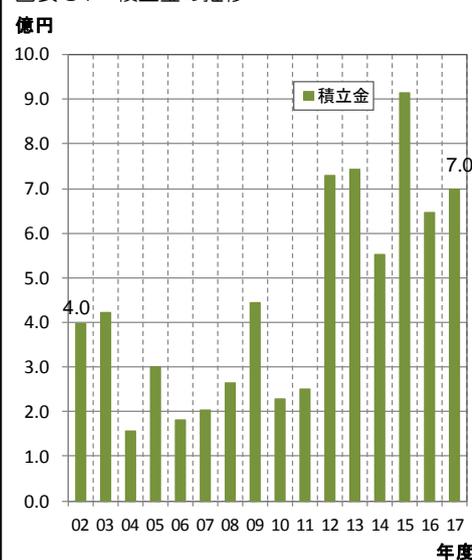
図表 29 物件費等の推移

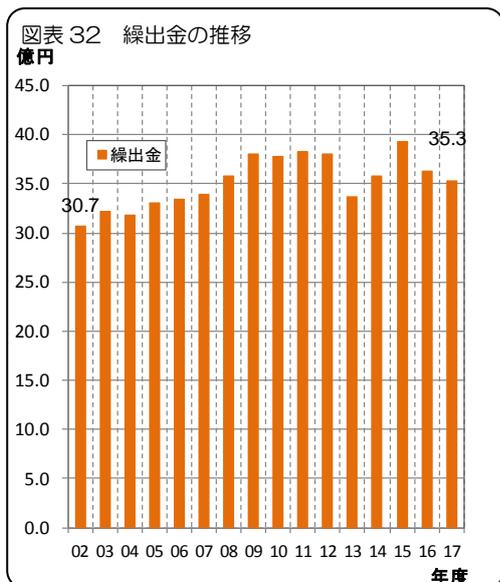


図表 30 補助費等の推移



図表 31 積立金の推移





市の財政上の課題のひとつである繰出金は、35 億 2,796 万円、前年度比で△2.8%、1 億 237 万円のマイナスとなりました。繰出金とは、一般会計から特別会計へ支出される費用のことです。国立市の特別会計は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計の 4 会計です。

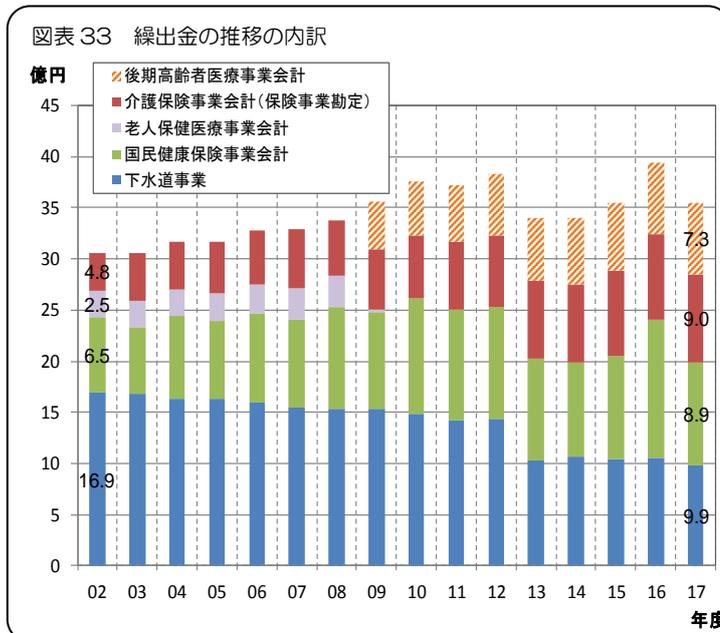
国民健康保険特別会計は、被保険者の減少に伴い給付費が減少しました。そのため、「赤字繰出額」（本来保険税収入で賄うべきだが、それでは足りないために、一般会計からの繰出金で補てんしている額）は、6 億 4,788 万円から 5 億 3,130 万円に、△1 億 1,658 万円と減少しました。

介護保険特別会計への繰出金は、保険給付費及び地域支援事業費の伸びに応じて引き続き伸びており、増加傾向が続いています。また、後期高齢者医療特別会計への繰出金も保険給付費の伸びに応じて広域連合納付金は引き続き伸びており、制度開始以後、増加傾向が続いています。

下水道事業特別会計への繰出金は、多くが下水道施設建設時の市債の元利償還金です。国立市の下水道管は、その大部分が雨水も汚水も一緒に流す合流管です。雨水分は自然現象であるため、一般会計からの繰出金で賄うこととなっており、雨水分の元利償還金が重い負担となっています。

下水道事業特別会計も国民健康保険特別会計と同様に、一般会計からの赤字補てん繰出の問題があります。汚水分の元利償還金は本来使用料収入で賄うべきとされていますが、それでは足りないために一般会計からの繰出金で補てんしてきました。

平成 29(2017)年度も引き続き、赤字繰出に対応するために、下水道事業債の償還期間 30 年に対して下水道管の耐用年数がそれより長期であることを踏まえ、元金償還金の財源として資本費平準化債を 4 億 8,000 万円借り入れ、1 年あたりの実質返済額を下げる(平準化する)方策を取りました。これにより、元利償還金のうち、使用料収入と一般会計繰出金で賄う額が減少し、汚水処理費のうち使用料で賄う割合である回収率は、決算ベースで 97.9%になりました。



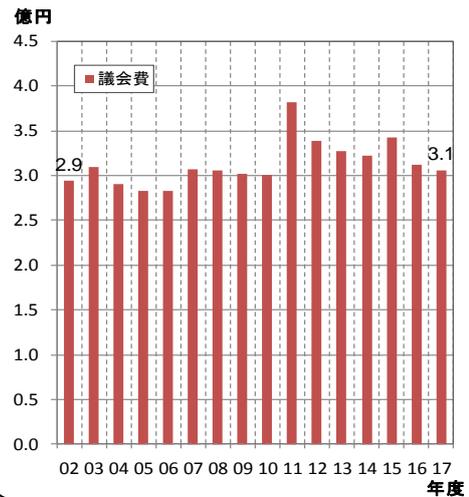
■ 目的別分類

議会費は市議会の運営に要する経費で、3億602万円、前年度比で△2.1%、650万円のマイナスとなりました。議員年金制度廃止に伴って議員共済会給付費負担金が平成23(2011)年度に大きく伸びたことがあったもののそれ以降年々減少していることに加え、議員の欠員により議員報酬等が減となったため、総額で減となりました。

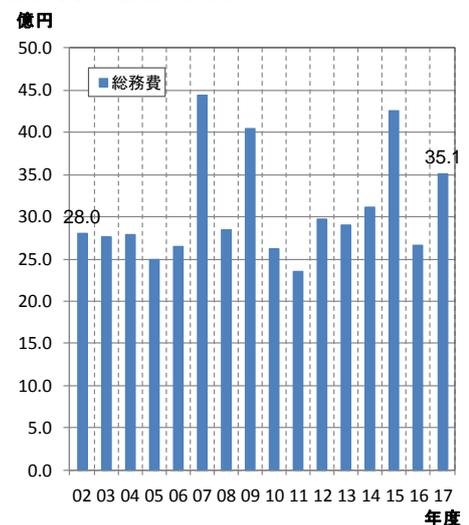
総務費は庁舎等の施設管理や戸籍、徴税事務等基礎的な行政サービス及び財政、人事等の管理部門の事務に要する経費で、35億594万円、前年度比で+31.6%、8億4,258万円のプラスとなりました。情報セキュリティ環境構築に伴う事業費が減となる一方で、高架下市民利用施設(国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ)の新設や庁舎受変電設備の改修が行われたほか、市政50周年記念事業の実施や退職手当の増加といった一時的な増要因もあり、全体では大幅に増となりました。

民生費は高齢者、しょうがいしゃ、子育て世代の支援等のいわゆる福祉施策に要する経費で、145億795万円、前年度比で+3.7%、5億1,710万円のプラスとなりました。国民健康保険の被保険者減少に伴う繰出金の減や、JR谷保駅バリアフリー化工事、本町学童保育所整備の事業完了などによる減要素がありましたが、一方で、障害福祉サービス費、生活保護費などの扶助費は依然として伸びています。また、認可保育所の新設、認証保育所から認可保育園への移行による定員増といった待機児童解消のための事業費も増となっています。そのほか、生活保護費等負担金返還金の増などもあり、全体において増となりました。

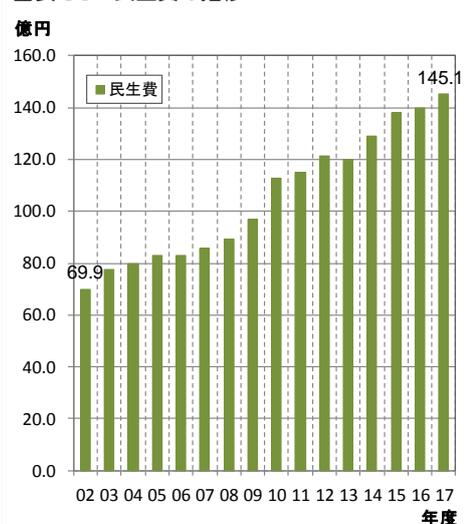
図表 34 議会費の推移



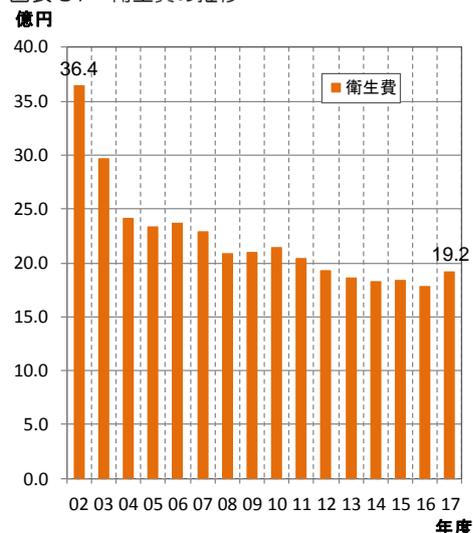
図表 35 総務費の推移



図表 36 民生費の推移

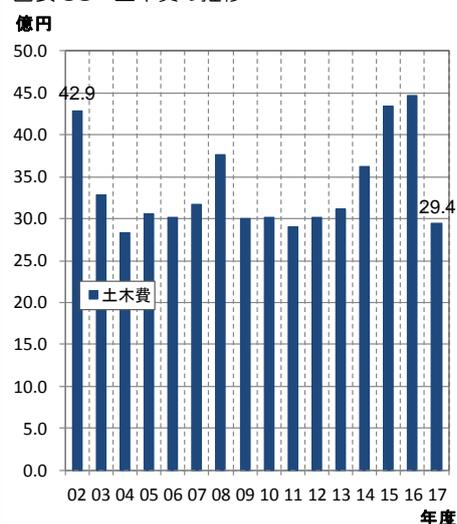


図表 37 衛生費の推移



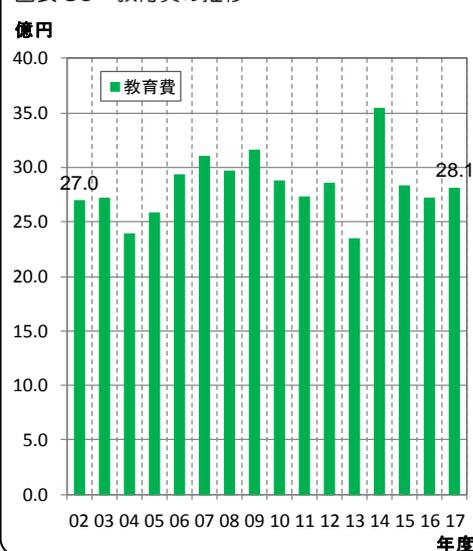
衛生費は保健衛生や環境保全に要する経費で、19億1,711万円、前年度比で+7.8%、1億3,885万円のプラスとなりました。太陽光発電システム設置工事が完了したに伴う減があった一方、自立型ソーラースタンド設置工事の実施や、平成29(2017)年9月から始まった家庭ごみ有料化に伴う諸経費の増により、全体では増となりました。

図表 38 土木費の推移



土木費は主に道路等のインフラ整備に要する経費で、29億3,888万円、前年度比で△34.3%、15億3,563万円のマイナスとなりました。新規事業として国立駅周辺道路等整備業務委託や国立駅南第2自転車駐車場整備工事、国立駅南第1自転車駐車場解体工事等が実施されたことにより事業費が増となった一方で、国立駅南第1自転車駐車場整備工事費や谷保の原風景保全基金積立金が大幅に減額となったほか、旧国立駅舎再築用地買収費や国立駅周辺道路用地買収費といった数億円規模の事業費が皆減となった反動で、全体では大幅な減となりました。

図表 39 教育費の推移



教育費は市立小中学校の運営や社会教育・体育施策に要する経費で、28億1,085万円、前年度比で+3.4%、9,199万円のプラスです。学校や通学路の安心安全カメラ購入費や、第一給食センター給湯設備取替工事などが減となった一方、総合体育館外壁等改修工事、芸術小ホール外壁等改修工事、公民館段差解消機取替工事などの普通建設事業費が増となったことや、保育支援型幼稚園補助事業として幼稚園の「預かり保育」の強化に対する補助金の増があり、全体で増となっています。

V 基金

■基金

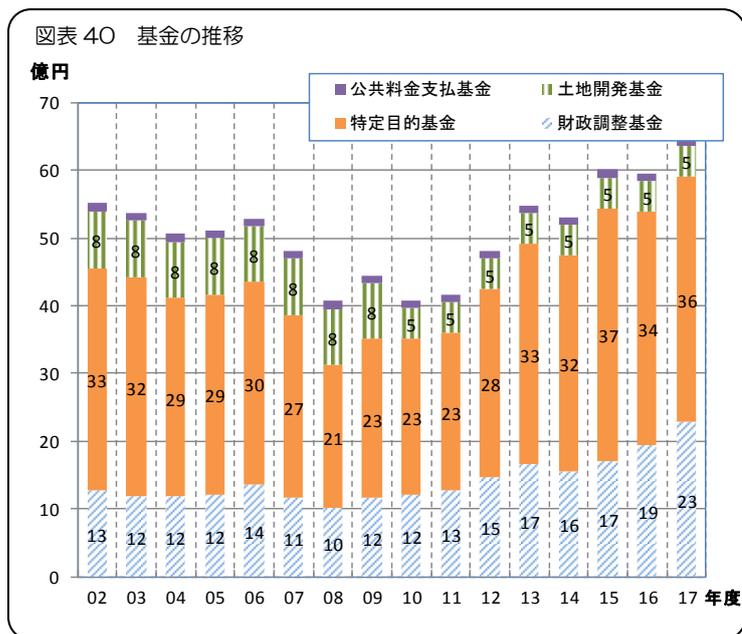
基金は、主に資金を積み立てて活用する基金（積立基金）と定額の資金を運用するために設けられた基金（定額運用基金）の二つに分類されます。積立基金はさらに、年度間の収支を調整するために用いられ、目的を問わずに使うことができる「財政調整基金」と、公共施設整備などの特定の目的のために用いられる「特定目的基金」に分類されます。

平成 29（2017）年度の基金全体の増減では、積立てが 6 億 9,887 万円、取崩しが 1 億 6,783 万円、差し引き 5 億 3,105 万円増となりました。

財政調整基金は積立てが 3 億 3,783 万円、取崩しはありませんでした。また、特定目的基金は積立てが 3 億 6,105 万円、取崩しが 1 億 6,783 万円でした。その結果、平成 29（2017）年度末残高は、財政調整基金が 22 億 7,315 万円、特定目的基金が 36 億 3,435 万円となりました。

積立額の大きかったものとしては、指定企業への協力金を「企業誘致促進基金」へ約 1 億 1,100 万

円積立て、公共施設の整備資金及び一部事務組合の公共施設整備に係る負担に充てるため「公共施設整備基金」に約 1 億 100 万円の積立てを行いました。



■基金は小遣い帳のイメージで

基金が増える場合は歳出予算「基金費」の「積立金」に、減る場合は歳入予算「繰入金」の「〇〇基金繰入金」に計上され、それぞれの行為を、「積立て」、「取崩し」と言います。

小遣い帳の記入と同じイメージで考えるとわかりやすいです。小遣い帳はお財布に入っているお金を管理するものなので、お財布から銀行口座に預金する場合は支出に、銀行口座から引き出して、お財布にお金を入れる場合は収入に記入すると思います。自治体会計もそれと同じことです。

歳出の「積立金」が多ければ多いほど貯金が増えることになり、歳入の「繰入金」が多ければ多いほど、貯金が減ることになります。

VI 市 債

■市債

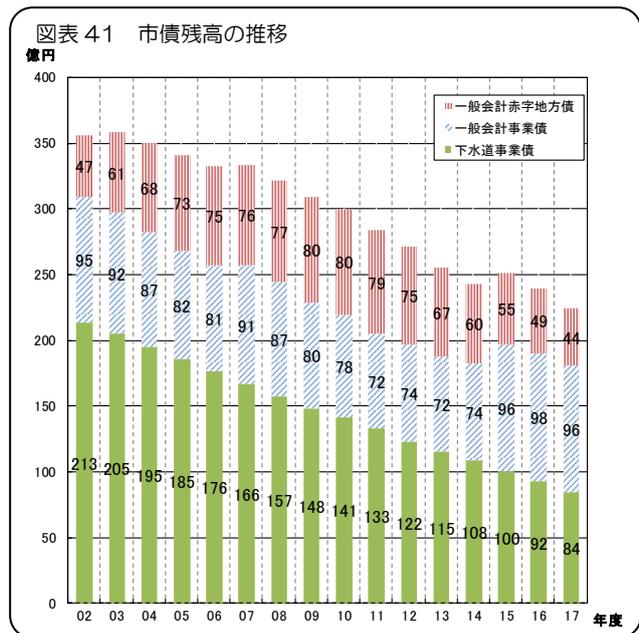
市債は①一般会計事業債、②一般会計赤字地方債、③下水道事業債の3つに分類されます。

平成 29 (2017) 年度の①一般会計事業債の借入額は 9 億 5,990 万円 (A) でした。具体的な事業債は、5 ページの市債の項目に記しています。なお、②一般会計赤字地方債である臨時財政対策債の借入は行いませんでした。

また、平成 29 (2017) 年度の①②の元金償還額は 16 億 6,645 万円 (B)、利子支払い額は 1 億 100 万円です。元金償還額と借入額の差引 7 億 654 万円 (B - A) 残高が減り、残高は平成 28 (2016) 年度末の 147 億 511 万円から 139 億 9,857 万円に減りました。

下水道事業特別会計では、③の借入額が 6 億 4,130 万円 (C)、元金償還額は 14 億 3,373 万円 (D)、利子支払い額は 2 億 5,473 万円でした。元金償還額と借入額の差引で 7 億 9,243 万円 (D - C) 残高が減り、平成 28 (2016) 年度末の 92 億 1,456 万円から 84 億 2,213 万円に減りました。

一般会計 (①②) と下水道事業特別会計 (③) を合わせると、市全体の市債残高は 224 億 2,070 万円で、平成 28 (2016) 年度末の 239 億 1,967 万円に比べ 14 億 9,897 万円減っています。



■市債も小遣い帳のイメージで

市債は、借り入れる場合に歳入「市債」の「〇〇事業債」に、借金を返済する場合に歳出「公債費」の「償還金、利子及び割引料」に計上され、それぞれの行為を、「借入」、「償還」と言います。歳入でいくら借り入れたのか、歳出でいくら元金を償還したのか、双方の差引で、市債 (借金) 残高は増減することになります。

借金を小遣い帳に記入することはあまりないかもしれませんが、市債も基金と同様に小遣い帳と同じイメージで考えるとわかりやすいです。小遣い帳はお財布に入っているお金を管理するものなので、借金をして、お財布にお金を入れる場合は収入に記入し、お財布から借金返済のためにお金を支払う場合は支出に記入すると思います。自治体会計も同様です。

市債は、土地や施設などの資産形成の負担を、世代間で公平に分担するという意味があるため、単純に減らせばよいというものではありません。事業に見合う形で計画的に活用していく必要があります。

Ⅶ 財政に関する指標

■ 経常収支比率

経常収支比率は、地方自治体の財政の弾力性を示す指標として用いられている指標で、経常的な収入に対する経常的な支出に充てた経常的な財源の割合を表しています。経常収支比率が高いほど、本来使い道の限定されない経常的な収入（市税等）の多くを経常的な支出（行政を運営する上で毎年必要になる経費）に使っていることを表し、逆にこの比率が低いほど公共事業や新規事業を実施する財源的な余裕があることを表します。

この値は、現在2つの表し方があります。1つは①赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えた数値、もう1つは②赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えない数値です。公式な数値としては、平成12（2000）年度までは②の数値を、平成13（2001）年度以降は①の数値を用いています。これは平成13（2001）年度の普通交付税制度の改正において、国の地方交付税特別会計が国債を発行して地方の財源不足分を補てんする方式から、地方自治体が臨時財政対策債を発行して直接補てんする方式に切り替わったことによるものです。ここでは、数値の継続性を見るために、それぞれの方式での数値を算出しています。

■ 経常収支比率の算出式

A 経常経費充当一般財源等（経常的な経費に充てた一般財源の額）

B 経常一般財源総額（経常的な歳入で、税など一般財源として整理される額）

① 赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えた数値

⇒ $B = \text{経常一般財源} + (\text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債} (\text{赤字地方債}))$

② 赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えない数値

⇒ $B = \text{経常一般財源}$

分子（A）は歳出、分母（B）は歳入の項目です。

分子（A）にあたる「経常経費充当一般財源等」とは、支出している額のうち、経常にかかる費用で、市税などの「経常一般財源」で負担するべき額です。例えば、生活保護制度の場合、法律で支給額の3/4（75%）は国が負担し、残りの1/4（25%）を市が負担するルールとなっています。仮に支給額が1億円だとすると、7,500万円が国から負担金として市の歳入に入るので、残りの2,500万円を市税などの一般財源が負担します。この2,500万円が「経常経費充当一般財源等」となります。

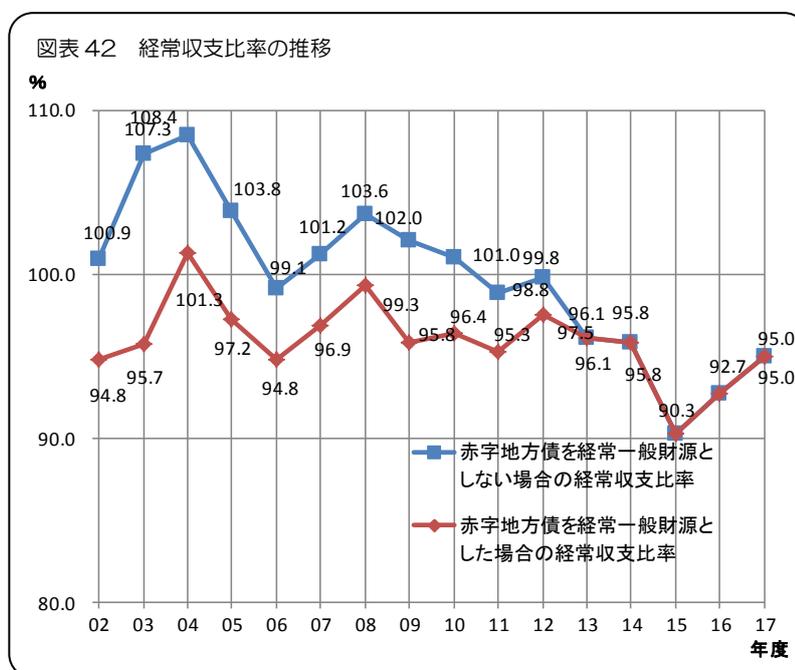
平成29（2017）年度決算の国立市の経常収支比率は、①、②どちらの場合も95.0%となり、前年度の92.7%に比べて2.3ポイント悪化しています。

なお、平成 25 (2013) 年度から平成 27 (2015) 年度においては臨時財政対策債の借入れを行わず、また、平成 28 (2016) 年度以降は普通交付税不交付団体となったために臨時財政対策債発行可能額がゼロとなったため、①と②が同じになっています。

経常収支比率が悪化した理由ですが、分母 (B) である歳入面は、前年度に比べ地方消費税交付金がわずかに減となったものの、株式等譲渡所得割交付金や配当割交付金の増等があり、160 億 3,688 万円、前年度比で+0.7%、1 億 1,728 万円のプラスとなりました。

一方、分子 (A) である歳出面は、前年度に比べ退職手当や職員給が増となり人件費が増えたことや、償還元金の増加に伴う公債費の増、保育所新設等に伴う扶助費の増等があり、152 億 3,843 万円、前年度比で+3.2%、4 億 7,726 万円のプラスとなりました。

結果として、分母 (B) の増より分子 (A) の増が大きかったため、経常収支比率が悪化しました。



国立市では、市債残高、交付税制度を検討して、臨時財政対策債の借入を抑制してきました。臨時財政対策債は、普通交付税を算出する過程で毎年度の発行可能額が決まり、平成 29 (2017) 年度は平成 28 (2016) 年度に引き続き、基準財政収入額が基準財政需要額を上回ったため、発行可能額がゼロになりました。しかし、仮に発行可能であったとしても、その場合は後年度に元利償還金の負担を生じるため、臨時財政対策債に頼る財政運営を行わないよう努めています。

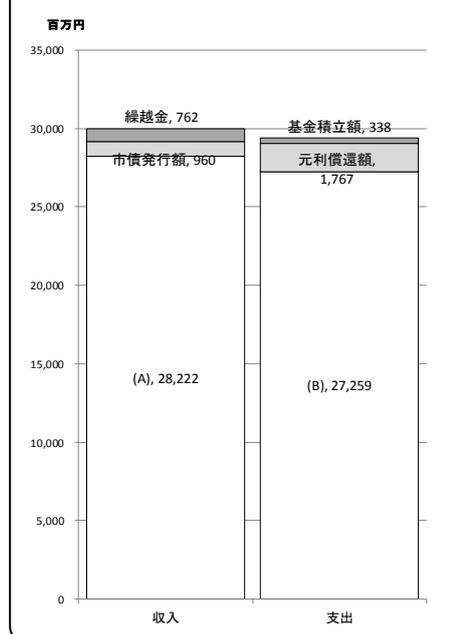
■基礎的財政収支（プライマリーバランス）

基礎的財政収支（プライマリーバランス）は市債発行による収入及び過去に発行した市債の償還や利払いを除いた後の支出のバランスをみるもので、その年の行政経費がその年の税收等でどの程度賄われているかを示します。この数値がプラスの場合は、いわゆる黒字の状態であり、借金に頼らない財政運営ができています。逆にマイナスの場合は、借金や基金の取崩しに頼っている状況を表しています。黒字が続けば債務残高を減少させるか、基金残高を増加させることができます。そのため、基礎的財政収支の改善が財政健全化の第一歩とされています。

■基礎的財政収支の計算式（総務省改訂モデル）

$$\{ \text{歳入} - (\text{地方債} + \text{繰越金} + \text{基金取崩額}) \} (A) \\ - \{ \text{歳出} - (\text{公債費} + \text{基金積立額}) \} (B)$$

図表 43 基礎的財政収支の計算



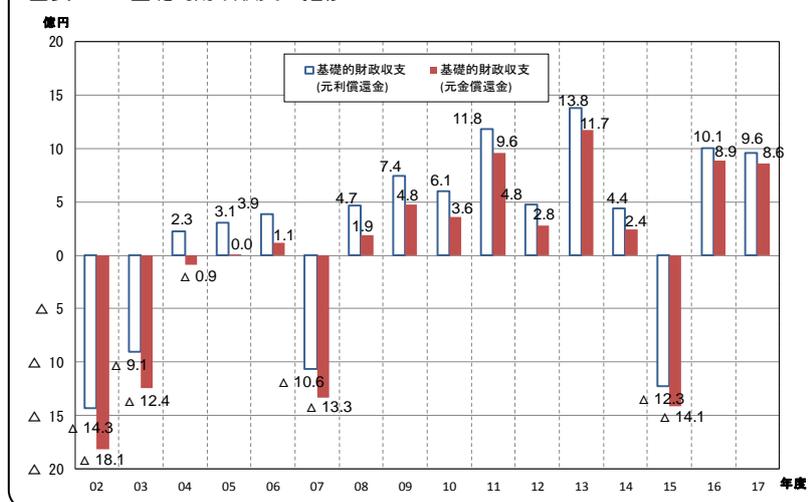
平成 29 (2017) 年度は、歳入、歳出の項目で見てきたように、普通交付税が不交付となり、さらに財政調整基金を取崩しませんでした。加えて、建設事業の減に伴って起債額が大幅に減少したことにより、支出額(B)よりも収入額(A)が大きくなり、基礎的財政収支は 9 億 6,244 万円となり、2 年連続でプラスとなりました。

景気対策が主要な政策の柱である国の基礎的財政収支では、対GDP比が重要な基準となり、財政の中長期的な持続可能性を考える要素となります。金利と成長率が一定である場合、対GDP比も一定となるため、金利動向、成長率との見合いの中で国債発行額が決められることとなります。

ただし、地方自治体は景気対策を主要な政策とはせず、地方債を発行する要件も国の法律によ

って厳格に規定されているため、自由に発行額を決められる制度とはなっていません。また市町村レベルの基礎的財政収支は、大きな事業債を起債することにより、簡単にマイナスとなります。地方債を活用して事業を行うことは世代間の負担の公平を図るという点からも必要なことであるため、単年度のマイナスは問題ではありません。適切に事業を管理し、債務残高が増加していかないように、長期的な観点から維持することが重要です。

図表 44 基礎的財政収支の推移



VIII 健全化判断比率等

■地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）とは

□経緯

地方自治体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以降、「財政健全化法」）が平成 21（2009）年 4 月に全面施行されました。

財政健全化法は、地方自治体の財政の健全化に資すること、言い換えると北海道夕張市のような財政破綻を未然に防ぐことを目的としています。

夕張市の場合、ある日突然財政破綻が発覚しました。巨額な負債を返済するために、学校の統廃合や病院の縮小といった行政サービスの整理縮小、その一方で税率の見直しによる市税の増といった住民負担の増が決められました。このような事態を防ぐには何が必要だったのでしょうか。「旧再建制度の課題」に答える形で、財政健全化法の仕組みができあがっています。

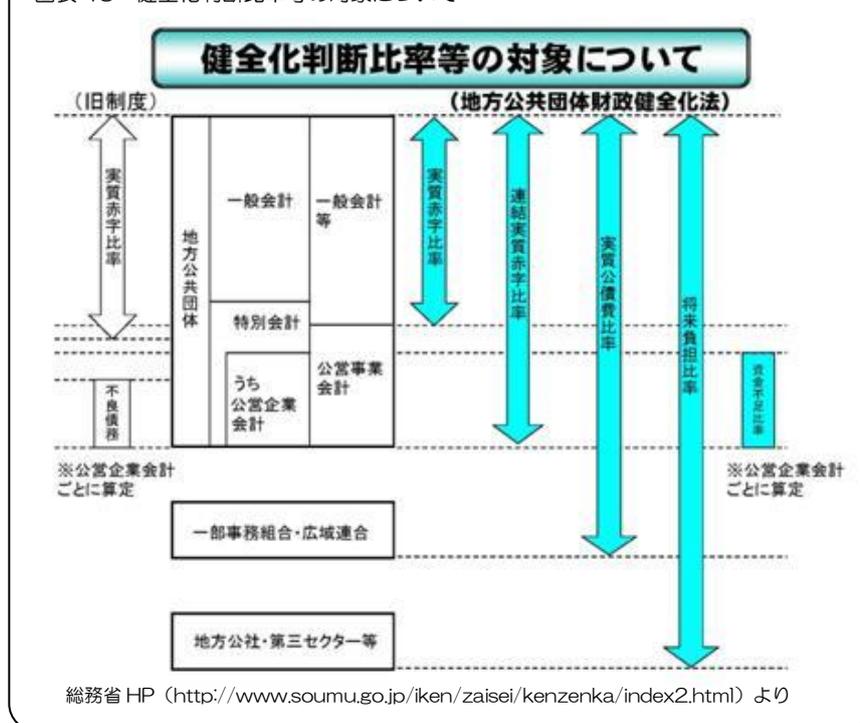
□財政健全化法の概要

財政健全化法ができる前の、地方自治体の再建制度の課題として、分かりやすい財政情報の開示等が不十分であること、再建団体の基準しがなく早期是正機能がないこと、ストック（負債等）の指標がないこと、公営企業にも早期是正機能がないことなどが挙げられていました。

これらの課題を受け、財政健全化法では、健全化判断比率・資金不足比率という指標を用いることとしました。この中にはストックの指標である将来負担比率や公営企業の指標である資金不足比率という新しい指標も含まれています。そして、毎年度これらの指標を監査、議会、都道府県、国へと報告するといった過程で市民に情報を開示する仕組みが作られました。

また、財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設け、自主的な改善努力による財政の早期健全化を促す仕組みが作られました。先ほどの指標がある一定限度を超えると早期健全化団体（イエローカード）となり、自主的な財政再生を行うこととなります。指標がそれより悪化し、ある一定限度を超えると財政再

図表 45 健全化判断比率等の対象について



建団体（レッドカード）となり、国等の関与による財政再建が行われるという仕組みになりました。総務省サイト上（<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index1.html>）に詳しい制度が紹介されていますのでご参照ください。

■平成 29（2017）年度健全化判断比率及び資金不足比率

国立市の平成 29(2017)年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりです。国立市はいずれの指標も早期健全化基準・経営健全化基準を下回っています。

○健全化判断比率

（単位：％）	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
国立市の指数	－	－	△1.4	－
早期健全化基準	12.73	17.73	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

○資金不足比率

（単位：％）	資金不足比率
国立市の指数	－
経営健全化基準	20.00
財政再生基準	

※「－（バー）」は、数値がないことを表しています。

■各指標の分析

健全化判断比率・資金不足比率は、財政の健全化を示す指標の一つではありますが、これらが一定の基準を下回っていれば、財政運営に全く問題がないかという、そういうわけではありません。これらの指標を分析し、将来の財政運営を適切に行っていく必要があります。

下記では、指標ごとに、指標の意味するところ、指標の推移や増減理由、今後の見通しを見ていきたいと思えます。

□実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。一般会計等の実質赤字額を標準財政規模で割って算出します。

○実質赤字比率の推移

（単位：％）	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)
実質赤字比率	－ (△2.63)	－ (△1.89)	－ (△2.98)	－ (△3.62)	－ (△3.46)

国立市の場合、健全化判断比率算定上の一般会計等に該当するのは一般会計だけで、平成 29 (2017)年度は、国立市の一般会計に赤字はなく、実質赤字比率は $\Delta 3.46$ になりました。赤字でない限りは比率がないものとされ、「－ (バー)」と表示されます。国立市においては、現在の制度が始まった平成 19 (2007)年度以降ずっと「－」ですが、実際には、財政調整基金（貯金）の取崩しや臨時財政対策債の発行（借金）を行うことにより、一般会計が赤字決算としないようにしています。逆に言うと、一般会計の決算が赤字になるということは、取崩す貯金がなくなっており、借金もできない状態であると言えます。

平成 24 (2012)年度まで、国立市は収入不足を臨時財政対策債の発行により補ってきました。つまり、後年度へ負担を先送りしている状態にありました。単年度の赤字を借金や基金取崩し等による補てんが続くと、いずれ実質収支が赤字となってしまいます。

財政健全化への取り組みは、財政が破綻してから行うのでは遅く、常日頃からの弛まぬ努力が不可欠です。実質赤字比率はこれまでも「－」を維持してきましたが、これからも「－」を維持し続けなければなりません。

□ 資金不足比率

資金不足比率は、公立病院や下水道事業などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。実質赤字比率と似た概念の指標です。

○ 資金不足比率の推移

(単位：%)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)
資金不足比率	－ ($\Delta 2.9$)	－ ($\Delta 0.9$)	－ ($\Delta 1.5$)	－ ($\Delta 2.7$)	－ ($\Delta 1.0$)

国立市の場合、下水道事業特別会計が公営企業に該当しますが、下水道事業特別会計でも資金不足、つまり赤字はなく、比率は $\Delta 1.0$ 、指数欄は「－」と表示されます。平成 19 (2007)年度以降ずっと「－」です。

資金不足比率だけを見ると、指数上は問題がないように見えますが、課題がないわけではありません。国立市では、本来は下水道使用料で賄わなければならない部分について、一般会計から赤字

■ 標準財政規模 : 自治体の規模を測るものさし

健全化判断比率の 4 指標を算出する式の分母に用いられるのが標準財政規模です。地方自治体が標準的な状態で、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、地方税や普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などを合計したものです。

例えば、大都市である横浜市にとっての 1 億円の赤字と、国立市にとっての 1 億円の赤字では重みが違います。標準財政規模は、自治体の規模（身の丈）を表すために考えられたもので、これを用いることにより、規模の違う自治体も同じ指標を使い比較することができます。なお、平成 29 (2017)年度の国立市の標準財政規模は、15,706,333 千円です。

繰出しを行うことにより補てんし、黒字を保ってきました。独立採算の原則から、税収を主な財源とする一般会計の負担額を減らしていかなくてはなりません、資本費平準化債の活用で、負担は大きく軽減されることになります。

資金不足比率はこれまでも「－」を維持してきましたが、これからも「－」を維持し続けなければなりません。

□連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計だけでなく、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方自治体全体としての赤字の程度を指標化し、地方自治体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

○連結実質赤字比率の推移

(単位：%)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)
連結実質赤字比率	－ (△4.34)	－ (△3.24)	－ (△4.93)	－ (△5.61)	－ (△6.21)

国立市の場合、全ての会計とは、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業特別会計になります。平成 29 (2017) 年度は、全ての会計で黒字となり、連結実質赤字比率は△6.21、指数欄は「－」と表示されます。平成 19 (2007) 年度以降ずっと「－」です。

下水道事業特別会計と同じように、国民健康保険特別会計においても、本来は保険税で賄わなければならない部分について一般会計から赤字繰出しを行うことにより補てんしている状況にあります。自立的な運営の観点からも保険税の適正化を図る等、税収を主な財源とする一般会計の負担額を減らしていかなくてはなりません。

連結実質赤字比率はこれまでも「－」を維持してきましたが、これからも「－」を維持し続けなければなりません。

□実質公債費比率

実質公債費比率は、地方自治体の借入金の返済額（公債費）及びこれに準じる債務の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。収入のうち、どのくらいを借金返済に充てているかを示すものです。

家計に例えると、住宅ローンや自動車ローンを組んでいる家庭において、「1年間のローン返済額」を1年間の収入で割った割合を示す指標です。住宅ローン等の返済額の割合が大きいと、旅行など、自由に使えるお金が減ってしまいます。

○実質公債費比率の推移

(単位：%)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)
実質公債費比率 (3カ年平均)	0.7	△0.8	△2.0	△2.0	△1.4
実質公債費比率 (単年度)	△1.13	△2.51	△2.44	△1.31	△0.64

平成 29 (2017) 年度の実質公債費比率 (3カ年平均) は△1.4 となりました。

単年度ベースの指標において、近年行った起債の元利償還金が大幅に増えたことなどから前年に比べ悪化したことから、3カ年平均も悪化しました。

実質公債費比率の算定上、普通交付税で措置されるために分母分子から控除される公債費等がありますが、平成 29 (2017) 年度は普通交付税不交付のため、国立市にとっての公債費負担は、実質公債費比率という指標から受ける印象以上の負担感があります。

実質公債費比率は事業の実施に影響を受けます。今後影響を与えうる事業として、公共施設の更新、国立駅周辺まちづくり事業、市が加入している一部事務組合が管理している施設の大規模改修などが挙げられます。これらの事業実施に伴う借入は、後年度の公債費を増加させる要因となります。事業実施年度を調整しながら、実質公債費比率を管理していく必要があります。

□将来負担比率

将来負担比率は、地方自治体の一般会計等の借入金 (地方債) や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。将来一般会計等が被る負担の推計額が年間収入のどれくらいに当たるのかという比率になります。

家計に例えると、住宅ローンや自動車ローンを組んでいる家庭において、それらの「ローン残高」を1年間の収入で割った割合を示す指標です。

○将来負担比率の推移

(単位：%)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)
将来負担比率	— (△8.0)	— (△8.9)	— (△20.1)	— (△14.1)	— (△12.0)

平成 29 (2017) 年度の将来負担比率は△12.0、指数欄は「—」になりました。これは、将来負担額より充当可能財源等が多い状態です。

一般会計における地方債現在高の減、下水道債の償還が進んだことによる下水道事業特別会計に

おける繰入金見込額の減、職員の入替えによる退職手当負担見込額の減などがあった一方で、充
当可能財源等として算入できる都市計画税が、充当先の都市計画事業関連市債残高の減に伴い減と
なったことなどにより、数値としては少し悪化しました。

ストックの指標である将来負担比率、その要素の中でも地方債現在高の増加は、フローの指標で
ある実質公債費比率が後年度上昇する要因となります。世代間の公平性という観点から起債が認め
られていることを考えると、必ずしも地方債を発行することが悪いということではありません。「国
立市健全な財政運営に関する条例」により、地方債残高を適正な水準に管理し、今後必要となる国
立駅周辺のまちづくり、公共施設の更新といった事業に対応できるようにしていかななくてはならな
いと考えています。

IX 財政運営判断指標の推移

■国立市健全な財政運営に関する条例について

□経緯

国立市財政改革審議会から平成 25 (2013) 年 8 月に提出された最終答申において、「少子高齢化が
進む厳しい時代にあっても、地方公共団体が住民福祉の向上をめざし、行政サービスの安定的な供
給を行っていくためには、その財政が健全であることが必要であり、行財政の定期的・継続的な見
直しを行うためには、岐阜県多治見市の「健全な財政に関する条例」のように、これまでの方策か
ら一歩進んだ仕組みの構築が必要である」との提言があり、これについて検討を進めてきました。

健全財政条例は、多治見市をはじめとしていくつかの先進的な地方自治体が制定しており、国立
市としても、健全で規律のある財政運営の確保を図るための一つ的手段として、健全財政条例を制
定することが適当であると判断し、平成 28 (2016) 年 3 月に「国立市健全な財政運営に関する条例」
を制定し、同 4 月より施行しました。

□本条例の特徴

平成 28 (2016) 年 4 月より制定された本条例の特徴として、

- ① 国立市は特別会計への多額の繰出金が財政運営上の課題の一つとなっていることから、「特別
会計の自立的な運営」について明記。
- ② 財政改革審議会最終答申に明記されている市財政運営の基本原則を、条例の基本原則として明
記。
- ③ 基本原則に沿った財政運営が図られているかどうかを判断できる財政運営判断指標を、①「特
定目的基金を含めた実質単年度収支」、②「経常収支比率」、③「義務的経費比率」、④「人口
1 人あたりの基金現在高」、⑤「人口 1 人あたりの地方債現在高」、⑥「債務償還可能年数」の
6 つとして明記。

などが挙げられます。

□ 特定目的基金を含めた実質単年度収支

特定目的基金を含めた実質単年度収支は市の予算書や決算書などには明確に出てこない財政運営の状況を図るための指標です。市の一般（普通）会計の外には、財政調整基金のほか、国立駅周辺整備基金や職員退職手当基金といった特定の目的を持った基金があります。これら基金から多くの繰入をすることで、決算時に見かけ上指標が良く見えてしまうことがあります。そのため、こういった特定目的基金まで含めて一つの会計とみなして単年度収支を計算することで、市の予算書や決算書などには明確に出てこない財政運営の状況を見ることが出来ます（通常の実質単年度収支は、単年度収支に財政調整基金への積立額と地方債繰上償還額を加え、財政調整基金からの取崩額を差し引いた額）。

特定目的基金を含めた実質単年度収支の算出式

$$(\text{普通会計の単年度収支}) + (\text{基金積立額}) + (\text{繰上償還額}) - (\text{基金取崩額}) \text{ (千円)}$$

この指標が中長期的にマイナスとなっていると、健全な財政運営が行われていない状態となります。

国立市の平成 29 (2017) 年決算では、本指標は 6 億 4,122 万円でした。財政調整基金で 3 億円以上、公共施設整備基金で 1 億円以上の積立てを行ったことなどが影響し、前年度に比べ数値は増加しました。

○ 特定目的基金を含めた実質単年度収支の推移

(単位：千円)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)
特定目的基金を含めた 実質単年度収支	724,729	△290,379	867,781	53,580	641,221

□ 経常収支比率

経常収支比率は、22 ページにある計算式にて算出され、地方自治体の財政の弾力性を示し、経常的な支出を経常的な収入でどれだけ賄えているかを測る指標です。この指標が 100% を超えると、経常的な支出を経常的な収入が賄えていない状態となり、さらに中長期的に 100% を超えていると、臨時需要に対する財政的余裕がなくなっている状態となります。国立市の平成 29 (2017) 年度決算では、本指標は 95.0% でした。

○ 経常収支比率の推移

(単位：%)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)
経常収支比率	96.1	95.8	90.3	92.7	95.0

□義務的経費比率

義務的経費比率は市の標準的な収入規模に対する、義務的経費である人件費、公債費及び扶助費の割合で、財政構造の硬直性を測る指標です。

義務的経費比率の算出式

$$\frac{\text{普通会計の義務的経費充当一般財源等} + \text{義務的経費充当市町村総合交付金}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

この比率が年々高まっている場合は、義務的経費が増大傾向にあり、市の裁量で柔軟な行政運営を行うことが難しい状態となります。国立市の平成 29 (2017) 年度決算では、本指標は 56.0% でした。前年と比べ、分母の標準財政規模はほぼ横ばいでしたが、分子の義務的経費充当財源額が増となったため、結果として比率は増加しました。

○義務的経費比率の推移

(単位：%)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)
義務的経費比率	54.9	55.1	53.5	53.2	56.0

□人口 1 人あたりの基金現在高

人口 1 人あたりの基金現在高は基金現在高の大きさを測る指標です。この額が低くなるほど、基金の目的に沿った事業展開ができなくなる可能性があります。国立市の平成 29 (2017) 年度決算では、本指標は 7.8 万円でした。

人口 1 人あたりの基金現在高の算出式

$$\frac{\text{普通会計の当該年度末基金現在高 (万円)}}{\text{当該年度 1 月 1 日の国立市の人口 (人)}}$$

○人口 1 人あたりの基金現在高の推移

(単位：万円)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)
人口 1 人あたりの 基金現在高	6.6	6.4	7.3	7.1	7.8

□人口1人あたりの地方債現在高

人口1人あたりの地方債現在高は地方債現在高の大きさを測る指標です。この額が高くなるほど、後年度において元利償還金が市財政を圧迫する可能性があります。国立市の平成29(2017)年度決算では、本指標は18.5万円でした。

人口1人あたりの地方債現在高の算出式

$$\frac{\text{普通会計の当該年度末地方債現在高(万円)}}{\text{当該年度1月1日の国立市の人口(人)}}$$

○人口1人あたりの地方債現在高の推移

(単位:万円)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)
人口1人あたりの 地方債現在高	18.8	18.0	20.2	19.5	18.5

□債務償還可能年数

債務償還可能年数は市が毎年度の収入から定例的に支出する額(元利償還金を除く)を除いた額に対する、市の地方債現在高の割合で、経常経費を除く収入を全額債務の返済に充てた場合に必要返済年数を表しており、債務が返済可能な規模となっているかどうかを判断するための指標です。

債務償還可能年数の算出式

$$\frac{\text{普通会計の当該年度末地方債現在高}}{\text{(経常一般財源+臨時財政対策債借入額) - (経常経費充当一般財源 - 公債費元利償還分)}}$$

この年数が増えるほど、地方債の発行が多く、身の丈に合った財政運営ができていない可能性があります。国立市の平成29(2017)年度決算では、本指標は5.8年でした。

○債務償還可能年数の推移

(単位:年)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)
債務償還可能年数	7.1	6.6	5.4	5.4	5.8

資料編

平成29年度
決算状況

団体コード	132152	市町村類型	Ⅱ-3
団体名	国立市	29年度交付税種地区分	Ⅱ-9

人口		指定団体等の状況		事務の共同処理の状況		指数等		
国調	27年	73,655人	過疎山村離島 不交付 広域行政圏	東京たま広域資源循環組合 多摩川衛生組合	基準財政需要額	11,592,973千円		
	増減率(27年/22年)	△2.5%			基準財政収入額	12,002,810千円		
住民基本台帳	30.1.1	75,723人	面積 8.15 km ²	<収益事業>	標準財政規模	15,706,333千円		
	対前年度増減率	2.8%			うち臨時財政対策債発行可能額	0千円		
(参考)65才以上人口		17,190人		<その他>	財政力指数	単年度(1.025) 1.035)		
決算収支の状況(千円)		平成29年度	平成28年度	東京市町村総合事務組合	実質収支比率	3.5%		
1.歳入総額	A	29,942,974	30,038,366	立川・昭島・国立聖苑組合	公債費負担比率	9.6%		
2.歳出総額	B	29,364,335	29,276,803	東京都後期高齢者医療広域連合	経常収支比率	95.0%		
3.歳入歳出差引額(A-B)	C	578,639	761,563		地方債現在高A (特定資金公共投資事業債除く)	13,998,570千円		
4.翌年度に繰り越すべき財源	D	34,052	191,881		債務負担行為翌年度以降支出予定額B	3,966,243千円		
5.実質収支(C-D)	E	544,587	569,682		積立金現在高C (うち財政調整基金)	5,907,500千円 (2,273,147)		
6.単年度収支	F	△25,095	114,031		将来にわたる財政負担 A+B-C	12,057,313千円		
7.積立金	G	337,825	231,887		積立基金取崩額	167,825千円		
8.繰上償還金	H	135,269	0		収益事業収入	0千円		
9.積立金取崩額	I	0	0		健全化判断比率※			
10.実質単年度収支(F+G+H-I)	J	447,999	345,918		実質赤字比率	- (12.73) %		
一般職員(30.4.1現在)				特別職等(30.4.1現在)				
区分	職員数A	4月分給料支払総額B千円	1人当り支給月額B/A円	区分	改定実施年月日	1人当り平均給料(報酬)月額円		
一般職員	443	134,866	304,438	市町村長	27.7.1	807,500		
うち技能労務職	10	3,438	343,800	副市町村長	27.7.1	757,950		
教育公務員	2	893	446,500	教育長	27.7.1	720,000		
消防職員								
臨時職員								
合計	445	135,759	305,076	議長	8.12.1	575,000		
公営事業の状況	事業名	法適用	実質収支額千円	普通会計からの繰入金千円	職員数人	副議長	8.12.1	515,000
	国民健康保険(事業勘定)	△	53,499	889,896	9	議員	8.12.1	490,000
	介護保険(保険事業勘定)	△	205,227	900,917	20	議員定数(22人)		
	介護保険(介護サービス事業勘定)	△	0	11,087	0	加入世帯数	11,191世帯	
	後期高齢者医療	△	34,980	206,673	3	被保険者数	16,845人	
	下水道事業	無	19,259	990,418	8	1世帯当り保険税調定額	148,549円	
						被保険者1人当り保険税調定額	98,688円	
						被保険者1人当り費用	489,823円	
						保険税(料)	1,562,838千円	
						保険給付費	4,681,296千円	
					後期高齢者支援金等	974,519千円		
					前期高齢者納付金等	3,567千円		
					介護給付費納付金	416,045千円		

※ () 書きは、早期健全化基準である。

歳入					性質別歳出					
区分	決算額 千円	構成比 %	経常一般 財源等 千円	構成比 %	区分	決算額 千円	構成比 %	充当一般 財源等 千円	経常経費 充当一財等 千円	経常収支 比率 %
地方税	14,963,243	50.0	13,701,279	85.4	人件費	5,179,345	17.6	4,662,475	4,612,041	28.8
地方譲与税	114,275	0.4	114,275	0.7	うち職員給	2,851,561	9.7	2,504,719	2,502,459	15.6
利子割交付金	29,612	0.1	29,612	0.2	扶助費	9,030,668	30.8	2,498,786	2,437,013	15.2
配当割交付金	121,862	0.4	121,862	0.8	公債費	1,767,480	6.0	1,767,480	1,632,211	10.2
株式等譲渡所得割交付金	121,924	0.4	121,924	0.8	元利償還金	1,767,443	6.0	1,767,443	1,632,174	10.2
地方消費税交付金	1,529,465	5.1	1,529,465	9.5	一時借入金利子	37	0.0	37	37	0.0
ゴルフ場利用税交付金	0	0.0	0	0.0	小計	15,977,493	54.4	8,928,741	8,681,265	54.1
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	物件費	3,999,678	13.6	3,025,461	2,639,552	16.5
軽油引取税・自動車取得税交付金	65,557	0.2	65,557	0.4	維持補修費	134,412	0.5	133,304	133,304	0.8
地方特例交付金	46,067	0.2	46,067	0.3	補助費等	2,755,726	9.4	1,648,004	1,291,143	8.1
地方交付税	74,390	0.2	0	0.0	積立金	698,872	2.4	653,907		
普通	0	0.0	0	0.0	投資及び出資金・貸付金	25,000	0.1	0	0	0.0
特別	74,390	0.2			繰出金	3,527,958	12.0	3,142,924	2,493,168	15.5
震災復興特別	0	0.0			前年度繰上充用金	0	0.0	0		
交通安全対策特別交付金	9,191	0.0	9,191	0.1	投資的経費	2,245,196	7.6	310,006		
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0	0.0	0	0.0	うち人件費	69,937	0.2	69,937		
小計	17,075,586	57.0	15,739,232	98.1	普通建設事業費	2,245,196	7.6	310,006	18,420,986	千円
分担金・負担金	274,508	0.9	0	0.0	補助	402,829	1.4	23,428		
使用料	427,515	1.4	179,439	1.1	単独	1,842,367	6.3	286,578	15,238,432	千円
手数料	375,878	1.3	0	0.0	その他	0	0.0	0		
国庫支出金	4,815,012	16.1			災害復旧事業費	0	0.0	0		
都支出金	4,345,847	14.5			失業対策事業費	0	0.0	0		
財産収入	138,161	0.5	113,852	0.7	合計	29,364,335	100.0	17,842,347		
寄附金	96,633	0.3								
繰入金	283,447	0.9								
繰越金	761,563	2.6								
諸収入	388,924	1.3	4,352	0.0						
地方債	959,900	3.2								
うち減収補填債特例分	(0)	(0.0)								
うち臨時財政対策債	(0)	(0.0)								
合計	29,942,974	100.0	16,036,875	100.0						95.0 %

市町村民税						目的別歳出			
区分	決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準 税額 × 100 75 千円	超過課税分 収入済額 千円	区分	決算額 千円	構成比 %	充当一般 財源等 千円
市町村民税	6,952,003	46.5	0.7	7,042,564	0	議会費	306,019	1.0	305,977
個人分						総務費	3,505,935	11.9	2,706,307
法人分	569,576	3.8	△ 14.8	633,453	41,398	民生費	14,507,949	49.4	6,603,728
固定資産税	5,742,300	38.4	1.1	5,457,148	0	衛生費	1,917,107	6.5	1,314,456
軽自動車税	44,539	0.3	3.6	42,399	0	労働費	158,934	0.5	92,767
市町村たばこ税	392,861	2.6	△ 6.3	422,863		農林水産業費	52,731	0.2	50,496
鉱産税	0	0.0	0.0			商工費	353,254	1.2	182,020
特別土地保有税	0	0.0	0.0			土木費	2,938,882	10.0	2,034,184
法定外普通税	0	0.0	0.0			消防費	1,045,197	3.6	573,817
目的税	1,261,964	8.4	1.3		0	教育費	2,810,847	9.6	2,211,115
入湯税	0	0.0	0.0		0	災害復旧費	0	0.0	0
事業所税	0	0.0	0.0			公債費	1,767,480	6.0	1,767,480
都市計画税	1,261,964	8.4	1.3			諸支出金	0	0.0	0
法定外目的税	0	0.0	0.0			前年度繰上充用金	0	0.0	0
旧法による税	0	0.0	0.0		0	合計	29,364,335	100.0	17,842,347
合計	14,963,243	100.0	0.1	13,598,427	41,398				

平成29年度大規模事業 (単位:百万円)					徴収率			
納税義務者数	事業名	件数	徴収率	滞納繰越率	合計	現年課税分	滞納繰越分	合計
個人均等割 38,852人	庁舎受変電設備等改修工事	228						
	高架下市民利用施設整備工事	214						
	認可保育所新設事業補助金	210						
	小中学校非構造部材耐震化対策工事	191						
	さくら通り改修事業	156						
法人税割 2,517人	国立駅南第1自転車駐車場整備事業	154						
	LED街路灯整備事業	116						
	谷保駅跨線橋改修工事負担金	85						
	総合体育館外壁等改修工事	72						
	国立駅周辺道路等整備事業	49						

区分	現年課税分	滞納繰越分	合計
市町村税合計	99.7	66.4	99.6
(徴収猶予分除く)	(99.7)	(66.4)	(99.6)
市町村民税	99.6	60.7	99.3
純固定資産税	99.8	80.4	99.8
国民健康保険税(料)	96.7	50.8	94.0

地方財政用語集（対義語：⇔ 参考：⇒）

用語		説明
あ行	依存財源	地方公共団体の財源のうち、国や都に依存して調達する財源。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債など。⇔自主財源
	一般会計	地方公共団体において、基本的な行政運営にかかる経費を経理するために置く会計。⇔特別会計
	一般財源	使途が特定の目的に限定されず、どのような経費にも充当することができる財源。具体的には、市税、税連動交付金、地方交付税などが該当する。⇔特定財源
か行	基金	一般会計や特別会計とは別に、資金を運用するために設置する財産。⇒財政調整基金、特定目的基金、定額運用基金
	起債	地方債を発行して現金を借入れること。
	基準財政収入額	普通交付税算定上の指標で、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の75%と地方譲与税等の収入見込額の100%の合計額を指し、交付税算定上の標準的な収入額を表している。この額が基準財政需要額を下回ると、普通交付税が交付されることになる。⇒留保財源
	基準財政需要額	普通交付税算定上の指標で、標準的な行政サービス提供にかかる経費の合計額を指し、各費目の経費は「単位費用×測定単位×補正係数」といった算式で算定されている。
	義務的経費	人件費、扶助費、公債費の合計額を指す。法令や契約等に基づいて毎年度義務的に支出しなければならない経費であり、任意に削減できない極めて硬直性の強い経費。この額が大きくなると、裁量性のある事業に投入できる財源が少なくなり、行政運営上支障となる可能性がある。
	形式収支	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額。
	経常財源	毎年収入されることが見込まれる財源のこと。⇔臨時財源
	決算カード	決算統計や各種統計の数値を表にまとめたもの。⇒決算統計
	決算統計	総務省が毎年実施している地方財政状況調査の通称。全国の地方公共団体の普通会計を対象とした決算に関する調査で、この結果をもとに翌年度の地方財政計画を策定する。⇒普通会計
	公債費負担比率	一般財源総額に対する公債費充当一般財源の比率。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。
さ行	財政健全化法	正式には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」とい

		う法律で、地方公共団体における財政破たんを未然に防ぐために各種指標を用いて毎年の財政状況を確認することが義務付けられている。
	財政調整基金	年度間の財源を調整し、安定的な財政運営を図ることを目的とする基金。剰余金を積立て、財源が不足する場合に取崩しを行うことで調整を図る。⇔特定目的基金
	財政力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値で、通常は直近3カ年の平均を用いる。この指数が1を超える場合に、普通交付税が不交付となる。
	市債（地方債）	特定の事業（おもに建設事業）の実施のために証券または証券を発行して借入れる資金のこと。
	自主財源	地方公共団体の財源のうち、自力で調達できる財源。市税、手数料、使用料、寄附金など。⇔依存財源
	市町村総合交付金	多摩地域及び島しょ地域の振興に資するため、それぞれの市町村が実施する事業の財源補完的に交付される、都からの補助金。
	実質収支	形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額。一般的に地方公共団体の黒字・赤字とは実質収支が黒字・赤字のことをいう。
	実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支の比率。3～5%が望ましいとされている。
	実質単年度収支	単年度収支に財政調整基金積立金と繰上償還額を加え、財政調整基金取崩額を控除した額。
	償還	おもに地方債の返済を指す言葉。
	税連動交付金	法令の規定に基づいて国税や都道府県税の収入額に応じて交付される交付金の総称。利子割交付金や配当割交付金等。
た行	単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。
	地方財政計画	内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類。
	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方公共団体の行政需要のために、国税の一定割合を財源として交付される税のこと。普通交付税と特別交付税がある。
	特定財源	あらかじめ用途の決まった財源。具体的には、国庫支出金、都支出金、地方債などが該当する。⇔一般財源
	特定目的基金	公共施設整備や青少年教育など、使い道となる目的を定めて積立て、運用する基金。⇔財政調整基金
	特別会計	地方公共団体において、特定の事業にかかる経費を経理する

		ために、法令又は条例の規定に基づいて設置する会計。国立市においては国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の4つがある。 ⇨一般会計
	特別交付税	特別な行財政需要に応じて交付される地方交付税。
は行	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。
	普通会計	地方公共団体の会計は、団体により様々でありそのままでは比較が困難なため、団体間において財政状況の比較を行うために対象とする経費を揃えた統計上の会計。
	普通交付税	全国どの地方自治体においても最低限の行政サービスを提供するため、所得税等の国税を原資として基準財政需要額に対して基準財政収入額が不足する場合に交付される地方交付税。
	普通税	用途を定めずに徴収する税。市民税や固定資産税など。⇨目的税
ま行	目的税	特定の行政目的のために使うことを定めて徴収する税。都市計画税や入湯税など。⇨普通税
ら行	留保財源	基準財政収入額の算定において、算入されなかった率分（25%）の税収等。留保財源を控除した上で、不足額が普通交付税で措置されるため、制度上は、地方公共団体において普通交付税制度が対象としていない、その団体独自の行政経費に留保財源を充てることができることとされている。
	臨時財源	一時的または毎年収入されるとは限らない収入のこと。⇨経常財源
	臨時財政対策債	基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方自治体において発行が許可される、地方債の種類の一つ。国の交付税特別会計において財源が不足した場合、かつては国債を発行して穴埋めを行っていたが、財源不足団体自らが起債することによってその財源補てんとする代わりに、その償還経費は後年度において全額が基準財政需要額に算入されることとなっている。

決算概況平成 29 (2017)年度決算

平成 30 (2018)年 9 月

国立市政策経営部政策経営課

〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1

電話:042-576-2111(代表) / FAX:042-576-0264

e-mail:sec_zaisei@city.kunitachi.lg.jp